

第四十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第四号

昭和三十七年八月二十三日(木曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君
理事 小沢 辰男君 理事 齋藤 邦吉君
理事 澁谷 直藏君 理事 藤本 拾助君
理事 柳谷清三郎君 理事 小林 進君
理事 五島 虎雄君 理事 八木 一男君
井村 重雄君 伊藤宗一郎君
浦野 幸男君 加藤鐵五郎君
田中 正巳君 中野 四郎君
中山 マサ君 橋本 渡君
松田 鐵藏君 松山千恵子君
森田重次郎君 米田 吉盛君
渡邊 良夫君 浅沼 享子君
大原 亨君 河野 正君
島本 虎三君 田邊 誠君
滝井 義高君 中村 英男君
吉村 吉雄君 井堀 繁男君
本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 西村 英一君

出席政府委員

厚生政務次官 渡海元三郎君
厚生事務官 熊崎 正夫君
(大臣官房長)
厚生技官 尾村 偉久君
(公衆衛生局長)
厚生技官 五十嵐義明君
(環境衛生局長)
厚生技官 尾崎 嘉壽君
(医務局長)
厚生事務官 牛丸 義留君
(薬務局長)
厚生事務官 大山 正君
(社会局長)

厚生事務官 小山進次郎君
(保険局長)
厚生事務官 山本 正淑君
(年金局長)
厚生事務官 山本浅太郎君
(援護局長)
委員外の出席者
参議院議員 鹿島 俊雄君
法制局参事 中原 武夫君
(第一部長)
厚生事務官 黒木 利克君
(児童局長)
厚生技官 坂中 善治君
(年金局数理課)
社会保険庁長官 高田 浩運君
専門員 川井 章知君

八月二十二日

委員藤枝泉介君辞任につき、その補欠として井村重雄君が議長の指名で委員に選任された。

八月二十三日

医療法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出、第四十回国会衆法第二八号)
医療法の一部を改正する法律案(藤本拾助君外五名提出、第四十回国会衆法第四三三号)
は、委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出、第四十回国会衆法第四九号)

栄養士法等の一部を改正する法律案(参議院提出、第四十回国会参法第一七号)

医療法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出、第四十回国会衆法第二八号)及び医療法の一部を改正する法律案(藤本拾助君外五名提出、第四十回国会衆法第四三三号)の撤回の件

医療法の一部を改正する法律案起草の件
厚生関係の基本施策に関する件

○秋田委員長 これより会議を開きます。

栄養士法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

栄養士法等の一部を改正する法律案

栄養士法等の一部を改正する法律案(栄養士法の一部改正)

第一条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

この法律で管理栄養士とは、前項に規定する業務であつて複雑又は困難なものを行なう適格性を有する者として登録された栄養士をいう。

第五条中「栄養士の名称」の下に「(その者が管理栄養士である

ときは、管理栄養士の名称を含む。)」を加え、同条の次に次の四條を加える。

第五条の二 栄養士であつて次の各号の一に該当するものは、厚生省に備える管理栄養士名簿に登録を受けて、管理栄養士になることができる。

一 厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者

二 第二条第一項第一号に規定する栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)のうち修業年限が四年であるものであつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものに於いて管理栄養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

第五条の三 厚生大臣は、毎年少なくとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について、管理栄養士試験を行なう。

第五条の四 管理栄養士試験は、栄養士であつて次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設(次号に該当する養成施設を除く。)を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものを卒業した者

指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設(次号に該当する養成施設を除く。)を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものを卒業した者

四 修業年限が四年である養成施設(第五条の二第二号に該当する養成施設を除く。)を卒業した者

第五条の五 管理栄養士が次の各号の一に該当する場合には、厚生大臣は、その登録をまつ消しななければならない。

一 栄養士の免許を取り消されたとき。

二 死亡し、又は失そのの宣告を受けたとき。

第六条に次の一項を加える。
管理栄養士でなければ、管理栄養士の名称を用いてはならない。

第七条中「試験」の下に「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験」を加える。
第八条第二号中「類似する名称」の下に「(その者が管理栄養士であ

るときは、管理栄養士の名称を含む。」を加える。

(栄養改善法の一部改正)

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「栄養士」を「管理栄養士」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(集団給食施設における栄養管理)

第九條の二 特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設(以下「集団給食施設」という。)の設置者は、栄養の指導を行なわせるため、当該集団給食施設に栄養士を置くように努めなければならない。

2 一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給する集団給食施設の設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

第十條の見出しを削り、同条中「特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設(以下集団給食施設という。)」を「集団給食施設」に改める。

第十三条第一項中「及び栄養士試験」を「並びに栄養士試験及び管理栄養士試験」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律のうち第一条並びに附則第二項から第四項まで及び第六

項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条及び附則第五項の規定は昭和三十九年四月一日から施行する。

(管理栄養士試験の特例)

2 第一条の規定の施行の際現に次の各号の一に該当する者が、栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえたときは、その者に対する改正後の栄養士法第五条の三に規定する管理栄養士試験は、当分の間、その科目の一部を免除して行なう。

一 栄養士の免許を受けている者

二 栄養士の免許を受ける資格を有する者

三 栄養士法第二条第一項第一号に規定する養成施設において修業中の者

3 第一条の規定の施行の際栄養士法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に規定する者であつて栄養士の実務の見習中のもの又は中等学校令(昭和十八年刺令第三十六号)による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて栄養士の実務の見習中のものが、昭和四十年三月三十一日までの間に栄養士の免許を受けた後、厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえるに至つたときも、前項と同様とする。

(管理栄養士の登録の特例)

4 附則第二項又は前項の規定に該

当する者のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準により、その者が栄養の指導に従事した施設及び当該指導業務の内容を検討して附則第二項又は前項の規定により行なう試験を免除すべきものと認めた者は、改正後の栄養士法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

(栄養指導員の経過措置)

5 改正前の栄養改善法第九条第三項の規定により任命された栄養指導員である者は、改正後の同項の規定にかかわらず、その地位を失わない。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十一号中「栄養士試験」の下に「及び管理栄養士試験」を加える。

第二十九條第一項の表中「及び栄養士試験」を「並びに栄養士試験及び管理栄養士試験」に改める。

理由

新たに栄養士のうち複雑又は困難な栄養指導の業務に従事する適格を有する者として管理栄養士を資格を設定し、その登録、登録資格、登録資格に関連して管理栄養士試験の実施及びその受験資格等を定めるとともに、集団給食施設につき、栄養士又は管理栄養士を置くように努めるべきこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費はこの法律施行に要する経費は、約一千万円の見込みである。

○秋田委員長 提案理由の説明を聴取いたします。鹿島俊雄君。

○鹿島(俊)参議院議員 栄養士法等の一部を改正する法律案提案理由の説明をいたしたいと思います。

ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、栄養士法の一部改正について御説明申し上げます。

栄養士法の改正につきましては、現行の栄養士の免許についてはそのままとし、新たに管理栄養士の制度を設けることとしたことがその主たる内容であります。

最近、社会生活の発展向上に伴いまして、栄養の指導に関する業務であつて複雑または困難なものがますます増加の傾向を示しておりますので、このような業務につきましましては、栄養士のうちでも特に多年の経験を有する者とか、または高度の知識と技能を修得した者がよくその職責を全うして参つたのが実情であります。この点にかんがみ、かかる業務を行なう適格性を有する栄養士を管理栄養士として登録する制度を設けますことは、まさに社会の要求にこたえるものと考えられるのであります。従いまして、この際、管理栄養士制度を設けることとし、これに伴ひましてこれが登録資

格、管理栄養士試験制度の実施及びその受験資格等につきまして所要の規定を設けることとしたのであります。

管理栄養士の登録資格を有する栄養士といたしましては、厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者であるか、または修業年限が四年である栄養士養成施設のうち、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、指定したものを卒業した者としたのであります。

これらの施設の指定は、管理栄養士たるに必要な知識及び技能を修得するに必要な課目と修習時間を有するものとして政令で定める基準により行なうものとしておるのであります。

管理栄養士試験は、毎年少なくとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について行なうこととし、その受験資格は、栄養士であつて、修業年限が二年である養成施設を卒業した者にあつては厚生省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事したもの、修業年限が三年である養成施設を卒業した者にあつては同様の施設において一年以上栄養の指導に従事したもの、修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、前述の基準に準じて政令で定める基準により指定したものを卒業したもの、または修業年限が四年である養成施設を卒業したものといたしたのであります。これは栄養士がその卒業した養成施設について修業年限の長短または同一の年限であつてもその課目と修習時間に差が

ある。

この法律施行に要する経費は、約一千万円の見込みである。

○秋田委員長 提案理由の説明を聴取いたします。鹿島俊雄君。

○鹿島(俊)参議院議員 栄養士法等の一部を改正する法律案提案理由の説明をいたしたいと思います。

ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、栄養士法の一部改正について御説明申し上げます。

栄養士法の改正につきましては、現行の栄養士の免許についてはそのままとし、新たに管理栄養士の制度を設けることとしたことがその主たる内容であります。

最近、社会生活の発展向上に伴いまして、栄養の指導に関する業務であつて複雑または困難なものがますます増加の傾向を示しておりますので、このような業務につきましましては、栄養士のうちでも特に多年の経験を有する者とか、または高度の知識と技能を修得した者がよくその職責を全うして参つたのが実情であります。この点にかんがみ、かかる業務を行なう適格性を有する栄養士を管理栄養士として登録する制度を設けますことは、まさに社会の要求にこたえるものと考えられるのであります。従いまして、この際、管理栄養士制度を設けることとし、これに伴ひましてこれが登録資

とに任じ、従来、栄養士の資格とあつた部分を管理栄養士の資格と改めました。

のお気持ちをまず伺わさせていただきた

民の世説を聞かせることをなさうと問
題を把握し、国民の要望が那邊にある

として、やはりある種の形を保持してあるものでございます。これが大衆から

したけれども、それについて連絡が非常に迅速でなかった。不親切であった。

きのう曲がりなりに、政務次官が御努力になってお会いになりましたから、それ以上申し上げませんけれども、連絡が非常に不十分であり、非常に不親切だ。われわれが中に介在しておつてもそうでありました。

ところで、聞いていただきたいことは、厚生行政は多くの貧困な、生活に苦しむ人、あるいは病気に苦しむ人の問題を担当していただける省であり、非常に解決のしがたい、いろいろの悩みを持つておる人の問題を解決しなければならぬところでもあります。ですから、恵まれた人あるいは相当高地位の人がそのいすにすわっただけでは、その問題の実態を把握できない。時間的に許せば、大臣から局長まで全国民に当たつて、どういう悩みを持つてゐるか、どういうふうにしてほしいと思うか、どういう要望があるかというのを聞かれてもよい、そのような配慮までして行なわなければならない。いろいろな悩みを持つておる人たちの気持ちをまとめて大ぜいの代表が集まつて、こういうことについて実現をしていただくという要望に來た数千人の人を置き去りにして、大臣や局長が合わない、そんなことではほんとうの厚生行政はできません。もちろん、その要望をする人たちがいろいろの要望を持つておられる。厚生省が今やつておることについてその不手ぎわの点を指摘をされる、今まで不十分であったことを指摘をされることは、小さな次元から見れば愉快なことではないでございましょう。それを強力に指摘をされると、さらに愉快ではないでしう。従つて、そういう人たちに会いた

くないという気分が厚生省にある、そういうことではいけないのであります。そのような追及をされるようなものを持つておる以上は、特に会わなければならない。そういういろいろの団体の陳情のときに、中にたくさん入るとか入らないとか、時間が一時間と

思つていたところが一時間半になったとか、いろいろ役所側の弁解の理由も私どもは知つております。しかしながらその根本は、気持よく代表者に会うという態度がないために、そういうことが起こるわけでありまして、大臣がみずから会おうとしないか、局長が会おうとしないかといわれましたならば、そういう問題の紛擾は起つて参ります。なるだけ逃げて会わない、なるだけ話は聞かない、そのうちにたゞびれて帰るだろう、そういうような態度でおるからそういうことが起こるのであります。そうではないに、大臣みずから国民の声を聞く、局長にも聞かせる、そのような態度でやつていただくなければならぬと存じます。厚生省には、最近数年、特にこのように陳情者に会いたがらない、しかも会うときには人数を極端に制限する、しかも社会党の議員が同席しなければ会わないというような条件をつける、そういうことではいけません。あつさり、そのような国民が非常な要望を持つておるときには会つてあげられる、そのような風習をつけていただきたいと思ひます。そういうような意味で、大臣自体がそのような気持で今後対処される必要があると思ひますし、また省内を大臣がそのような気持で引き締めて、各局長あるいは次官以下、全部がほんとうに国民の声を聞くという態度

になる、このように指導していただくなければならぬと思ひますが、それについても大臣の御答弁を伺いたいと思ひます。

○西村國務大臣 八木委員の御意見もつてもございまして、そのときどきによつて一々応じられるかどうかかわりませんが、十分あなたの御意見を承りまして、將來さうにやつていきたい、かように申し上げる次第でございします。

○八木(一)委員 大臣の前向きな御答弁でありますから、それがほんとうに実際にそのように、あしたから、きょうからなるように期待をいたしまして、この問題はこれだけにどめたいと思ひます。

次に、大臣も昨日総理官邸の会場までおいでになりましたので十分御承知でございしますが、社会保障制度審議会から、社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申及び社会保障制度の推進に対する勧告が昨日出されました。この問題について大臣のお考え、御決意を伺わしていただきたいと思ひます。

○西村國務大臣 この諮問は相当前からやつておつたのでございまして、それと申しますのもやはり日本の社会保障制度というものがばらばらの形であるから、この際やはり調整する必要があるからというように、あの審議会に諮問いたしましたのであらうと思ひます。従ひまして、あの審議会でも相当長い間かけて、皆さんそれぞれ専門の方々が非常な努力を傾倒してで

て、十分その答申に沿うようにできるだけ努力して今後の行政をやつて参りたい、かように考えておるものでございします。具体的にどの事項をどうするかというところは、相当広範囲になりますので、八木先生も御承知の通りですが、私の気持をいたしましては、相当な専門の方々が、力作と申しますか、非常な努力を傾けてやつたものでございしますから、十分答申の内容は尊重して参りたい、かように考えております。

○八木(二)委員 まず、今、大臣おっしゃいましたけれども、ばらばらのものをいろいろと調整していくという総合調整のほかに、先ほども表題をわざわざお読みしたのでありますが、社会保障制度推進に対する勧告、兩建に一括になつておるわけです。その点を御理解をいただきたい。これは昭和三十四年九月二十六日でございますから、大体三年前であります。岸内閣総理大臣から諮問がございました。それに対する答申を調査をして、研究をしている間に、所得増進計画なるものが推進して、いろいろな格差が非常に出てきたというふうな状況もあらましまして、推進に対する勧告もあわせてしなければならぬというところになつていたわけでありまして、熟読熟味いたしましたので、できる限り努力するとおっしゃいましたことは非常にけっこうでござい

ますが、答申、勧告がはつて初年度――大臣が十年間厚生大臣でおられるか、あるいは二年間大臣でおられるか、これは先のことからわかりませんけれども、スタートが非常に大事であります。スタートの部門で、社会保障審議会の答申、勧告のおもな対象事

項が厚生省であります。厚生省が全部ではございません。おもな対象事項は厚生省です。その主管大臣としては、これもその出発点の主管大臣としては、これは非常に重大な決意で当たつていただきたい。できるだけということではなしに、それは絶対ということでは今言えないことですが、気持として絶対に、どんなことがあつてもそのような趣旨を実現するために第一年度から強力なスタートをする、このような決意をぜひ御披露したいと思ひます。

○西村國務大臣 答申にこたえるためには、端的に申しまして予算の獲得でございします。従ひまして、私も、その点につきましては、これはやり方の問題もありません。どういふふうにして社会保障制度を進めるといふと、機構、やり方の問題もありますけれども、まあ実績を上げるのはしよせんや、はり予算の問題だ、かように思つておる次第でございします。これから予算期にも向かわれます。皆様方の御協力を得まして、できるだけというよりしよがないのですが、全力を傾倒してやるつもりでございします。

○八木(一)委員 その予算の獲得であります。ことの關議で、大蔵省の方から、予算要求について各前年度の五割増しの要求にとどめてもらいたいという要望があつて、關議でそのような討議をされたそうでございしますが、それについて關議の一員である西村さんから伺いたいと思ひます。

○西村國務大臣 予算概算を八月一ばいで出す。その場合に、關議の大蔵大臣から、その概算のワタは前年度の五割程度にしてくれ、これは大蔵大臣の

立場でものを申せばそういうことになるのですが、ただし、やむを得ない場合はそれを限っておるわけでございませんで、概略的な話だ。それをこの省も二倍も三倍も四倍もこれは出し放題にすれば、やはりこれを集計する、あるいはこれを査定すると申しますか、これは大蔵省としてはやりたくないと思うのです。従って、その概略の範囲をそう申したので、特例のものについてはそれをあらかじめ五割で押えるのだ、こんな査定はありませんから、私はそういう意味において、その五割増しというのを聞いておるのでございします。必要に応じては、それは決して守ることができない場合も当然ある、かように感じております。

○八木(一)委員　そういう御解釈をしておられる。そういう御解釈で、もうちょっとこまかいことで伺っておきたいのですが、それは厚生省の総予算の概括要求額が五割をこえることは平気だという意味でございしますか、それとも厚生省の各部署の担当の一つ一つの要求額が、五割増し以上になる場合も十分にあるというような意味でございしますか、どちらですか。

○西村國務大臣　厚生省、役所としての総ワックで言っておるので、各部署ごとの制限はしてないようでありまして、その中でも調整をすることはけっこうでございします。

○八木(一)委員　そこで厚生大臣はやや強い気持ちで受け取っておられるから、ややましてございしますが、そういうときには閣議でそれに対して断じて反対をいたしていただかなければならない。と申しますのは、厚生省の担当をしているすべての部門、特にその社

会保障の部門は、今これから非常に拡大をしなければならぬ部門と思うのであります。すでに大体においてでき上がってしまった制度、それとの予算の膨張率はおのずから非常に違ふわけですね。大蔵大臣の田中君、政策に通過してはいるはずの田中君が、大蔵省の主計局の官僚に押えられて、そのような通り一ぺんのことをしていることは非常に不満でありますけれども、西村厚生大臣が、政治というものはそういうものではないというのを総理大臣並びに大蔵大臣に指摘をして、そのような制限を取つていただかなければならぬ。これから拡大しなければならぬもの、そのままだにしておいていいもの、防衛庁の予算のようにゼロにするか急速に削減をしなければならぬもの、そういうものと同じような扱いにするというところは非常な間違いであります。そういうことで、今度の閣議で、そのような問題についてその予算の概括制限を取つておるように要求していただきたいと思ひます。それについての厚生大臣の御決意を伺いた

い。

○西村國務大臣　そういう五割というものは、私がさいせん申し上げたような意味で受け取ったものでございまして、五割を取つたというところを言うのと多々ますます弁すというところであるので、やはり必要なものにつきましては、今私が申しましたように制限をかぶせておるわけではございませんので、従つてそれを総体的に大蔵省に取り消せということをするのはどうかという

○八木(一)委員　五割ということであれば、必ずしもそれはその制限が、完

全な形に制限がされるものではないという解釈をしておられる。しかしその文言でいけば、確実に、それでは五割が厚生省の要求が十五割になつても大蔵大臣は文句を言われないかというようなことをあなたは言われたわけではな

い。勝手な五割を言つたと上がつて、もう文句は言われないだろうと解釈されるような弱さであります。そういうことではないのであつて、五割というような概括制限があれば、

私うというように、ただしこつちのところ

てはびた一文も大蔵省から査定をさせない、このような決意でやつていただかなければならぬし、各局長には、そういう決意でやるから国民のために厚生省としてなすべき予算を組んで大臣のところに持つてこい、そのような決意でこれからやつていただかなければならないと思ひますが、それについて厚生大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○西村國務大臣　私は自分として必要であるというものであれば、自分の信念に従つて必要なだけの予算を組むのでございまして、そういうものにその制限されるわけではない、私はかように思つておりますから、どうぞ一つその点につきまして支持していただきた

い。その制限があるから予算が組めないのだというような気持は持つていないつもりでございします。

○八木(一)委員　非常に強い御決意で非常にけっこうでございしますが、局長、部長、ここにおられる方は、大臣がそのような決意を示しておられるので、十分に補佐の任を果たすように、局自体で予算を縛るとか、それから大臣がそれを内閣で主張するのについで、いろいろのありきたりの理論立ててはなしに、根本的な理論立てをしてそれが通るように、そのような補佐を各局長がされなければならぬと思ひます。その局長を代表して山本君に一つ答弁をお願いしたいと思います。

○山本(正)政府委員　予算につきましては、ただいま大臣のお考えの御披露がございしましたが、私も十分大臣の意を体しまして、特にただいま八木先生のおっしゃられましたように、社会保障の予算につきましては、御指摘の

面は多々あるわけでございしますから、その趣旨に沿つて予算も十分獲得するよう最善の努力をいたしたいと存じます。

○八木(一)委員　そこで社会保障制度審議会の答申、勧告の問題にちよつと戻らなうございします。賢明なる大臣は十分御承知の通りでございしますが、この答申、勧告は、内閣総理大臣の諮問に対する答申であり、勧告もそれに対する勧告であります。従つて、この答申、勧告は、もちろん関係はありますが、西村さん、大橋さんに出されたものではなしに内閣総理大臣の池田さんに出されているのです。従つて総理大臣が、この答申、勧告を実現するために十分な推進をなさなければならぬ。その内閣の一員である田中角榮大蔵大臣は、その趣旨に従わなければならぬわけでありまして、大蔵大臣が何と言われようと、総理大臣が果たすべき任務を果たすために、厚生大臣が労働大臣とともにその補佐に当たつて大蔵大臣に対処し、大蔵大臣あるいはその下僚である主計局の連中のつまらぬことを庄倒してこの問題が通るようになり、どんな第一年度から推進するようになり、やうにやうに必要があろうと思ふ。池田内閣総理大臣には来週にでも、もちろんその問題を質問いたしまして、その問題についての決意を固めていただきたいと思ひますが、きょう厚生大臣に最初にお会いいたしましたから、その点で厚生大臣からも強く総理大臣に決意を固めさせていただいて、また大蔵大臣に対してはこれに対する十分な協力を誓わしめる、そのような方向をとつていただきたと思ひますが、それについての御決意

を伺いたいと思います。

○西村国務大臣 この問題は、一厚生大臣とかなんとかよりも、池田内閣の問題でございます。そこであの報告は、日本といましては、福祉国家を建設するためには社会保障といううなものが必要だ、貧弱じゃないか、それを大いにやらなければならぬ、こういうことをうたつてあるのがその主眼でございますので、これは池田内閣全体としても責任をとる。私たちは最もそれに対して重要な役割を持つておるのでございますから、池田内閣全般の問題ではございますが、厚生行政を預かる私としても、十分総理に対しては強くこの点を申し入れるつもりでございます。

○八木(一)委員 日本の社会保障は、いろいろな形だけを整っており、その実績からいいますと、イギリス等と比べると、学者あるいは調べる官庁によつては違いますが、一人当たりの金額は二、三年前に十分の一、少し伸びて八分の一程度であります。よくその点を御理解いただきたいと思ひます。名前だけの制度は大体整いました。しかしながら、一人当たりの社会保障費というものは、二年前、三年前においてイギリスの十分の一、ただいまの現行の数字を持つておりませんけれども、少し伸びたとして、向こうがとまっていたといつたしまして、せいぜい甘く見て八分の一程度であります。厚生大臣、この数字を御承知であつたかどうか存じませぬけれども、一般には御存じのない方が多いわけでありまして、国民皆保険ができた、国民皆年金ができた、日本も社会保障がずいぶん整つたと思つておられる方が

多いけれども、実際はそのように乏しい。しかも日本においては貧困が非常に多く、疾病が非常に多く、失業が非常に多い。二、三年前から雇用状態はちよつとよくなりましたけれども、中高年齢層の失業は非常に多い。またこれから不景気で失業者がふえようという傾向にある。これは労働者の担当でありますけれども、貧困と疾病が猛烈に多い。そういう問題は、厚生省として非常な関心を持たなければならぬところでありまして、異常な決意を持ってやられる必要があると思ひます。

この社会保障制度審議会は、厚生大臣御承知の通り四十名の委員からなつております。各省の次官は全部その中のメンバーであります。それから衆参両院の国会の代表がおる。各団体の代表がおります。この答申、報告は、そういうところで一生懸命に討議された問題であります。しかもこの答申、報告は、そういう状態にある日本の社会保障を調整すると同時に、推進をしなければならぬという態度で出しましたけれども、政府がなかなか答申、報告を百パーセント尊重してない。従来の経緯にみても、ほんとうにやるべきことをすつぱりと出しても十分にやれないのではいけないというので、具体的にどんなことがあつても最小額これだけはやらなければならぬというところを出しているわけでありまして、与党の議員が参加し、各省の次官が全部参加し、従つてそのような状態でございますから、これについては、金に換算すれば一文負けることは許されぬ。またそれについて年次のにずらすことは許されないわけです。

お読みになつたら十分わかりますけれども、そのような内閣の能力を考えると、最小のものであります。現在の厚生省の予算から見れば相当膨大なものをつくり上げなければなりません。それはもちろん十年間の目標はそうでありまして、第一年度、第二年度にその問題について強力なスタートをしなければ、その問題は結局果たされぬというところになるわけです。従つて、本年度の予算は非常に重大であります。このような、日本の国民の要望であり、三年の間、あらゆる関係の人が一生懸命に延べ百回に余る会議で審議し、年配の大内会長が夜の十時ごろまで原稿を書かれて、そのような状態をつくり上げられましたものをほごにしたら、非常に申しわけないことになるわけでありまして、そのほんとうの実際の推進力になる厚生大臣は、このスタートをしっかりと切つただけでも、厚生大臣の政治家になられた任務は百五十パーセント果たしたということになると思ひます。それは西村さんが総理大臣になるよりも、あるいは衆議院の議長になるよりも、あるいは空名よりもずっとつばな業績であります。日本のすべての貧しい人がその憂いを捨て、悩みを捨てるといふ道を切り開く、これは平和を完全に確立する問題とともに、重大な問題であると思ひます。そのような意味で、非常に強い決意を固められまして、そのような最初のスタートがもしおくれるようなことがあつたり曲がるようなことがあつたら、厚生大臣は常に辞表をふところにされまして、とやかく言う者であらうとも、正面を切つてそれと

論争する、そのような決意で当たつてこの推進をしていただきたいと思ひますが、強い御覚悟のほどをぜひ示していただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 非常な激励の言葉を受けて、私も十分やるつもりでございます。今の段階におきましてこれ以上具体的なことは申されませんが、八木先生の意のあるところは十分理解ができるわけでございますので、どうか一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○八木(一)委員 それでは具体的な問題に少し入りたいと思ひます。この答申、報告は、えんえん四万字にわたるものでございます。しかもそれを非常に省略した端的な言葉で書いて四万字になります。それをしろうとわかりやすいような文法にしようとするならば、数十万字になるわけでありまして、それでもまだ書き切れない問題がございます。でございますから、ここで三時間、四時間、たとへばきょうの十時までやつたところで全部に触れることはできませんが、十分お読み願つてから焦点について逐次御質問をいたしますけれども、その中の二、三項目について、一項目については十も二十も御質問を申し上げますけれども、これから御質問をいたしたいと思ひます。

今度の答申、報告の中で、非常に格差があつて、非常に底辺の人たちに社会保障が及んでいないという問題が大きい取り上げられてゐるわけでありまして、問題は、各項目別に今まで討議をされてきたのを、貧困階層と低所得者階層と、それから一般所得階層、また各階層に及ぶ政策というものに分類して考慮し、考察をし、そのような答申、報告がなされております。しかしながら、もちろんこのことを実際にやるときは、一つ一つそれを分けて、横に分けてやるべきものではないか、横に分けてやるわけではございません。縦の各制度において、その低所得者階層に対処すべき社会保障がどのように具現されるかということ、皆様方がこれから具体的に準備をされなければならぬわけでございますが、今までそういう考え方で考慮された傾向が少ないので、そういう考え方の方で考察をして低所得者の問題にはこういう問題があるというところを指摘して、それをその縦の制度の中において実際にそれにどのように対処するかということを書いていくわけでありまして、そこを一つお取り違ひにならないように願ひたいと思ひます。

ただ、そこで一つ制度的にも、考え的にも一応分離された考え方、議論をしやすいつつ問題として公的扶助の問題、この社会保障制度審議会の中では貧困階層となつておりますが、その問題が非常に公的扶助の問題について非常に指摘がございまして、そこで、直ちにその保護基準を上げなければならぬ。十年後には昭和三十六年度の三倍になるようにしなければならぬということが書いてございまして、そのほかに、この制度のいろいろの立て方の問題について書いてございまして、それについて厚生大臣が御存じでございますならば、またそれについてのいろいろの御抱負がございまして、ならば伺ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 私が申すまでもなく、今までの社会保障は、そのときどきに臨んで老人が困れば老人のこと、

の答申、勧告によります昭和三十六年度の基準にして三倍というように置き直しますと、生活扶助基準におきましては大体一三%の年率をもって上げなければならぬという計算に相なるよう

に私とも試算しております。そのような点を考慮しながら、目下検討しておりますような段階でございます。

○八木（一）委員 制度審議会の文言をそのままちゃんと読んでいきたいと思う。十年後に三倍になるというのは年率ですね。同じようなパーセンテージで上げるといふことに縛っておるわけ

ではない。十年後に三倍にならないければならないような状況であるならば、現在の程度は、当然あるべき姿から非常に低いということになる。極端に言えば、来年三倍にして十年はそのままだにしておいてもいい。そんなものを年率一・三％というような物腰でやっているなら、大蔵省に大なたをふるわれるのとはちがう。

に、もつと本腰でかかつてもらわなければならぬ。今物価の差を言われまして、厚生大臣、一緒に聞き願ひなさいと思います。そのほか所得格差についてどうの言われた。所得格差についてどのような時点から考えておられるか、それを伺いたいと思います。

○大山政務委員 所尋格差につきましては、

ては、従来、昭和二十六、七年當時は生活保護家庭の生活基準と一般勤労世帯の生活基準とを比較しまして、大体五四ないし五五くらいの格差である。それが逐次低下いたしまして、昭和三十五年にはたしか三八まで下がってゐるわけでございますが、その後三十

ましたので、三十七年度の推計では、

大體四二に相なるというように推定いたしておるわけでございます。私どもは、今後の三倍ということ、それによりましてさらにこの差を逐次縮めて参りたい、かような観点から実質的な改善をはかりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、先ほど年率と申し上げましたのは、一応平均して考えればそういうことになるということでございます。その年々に幾ら上げるとかというところが、一つの判断の問題になると思うのでございまして、そのような点を考慮しながら来年度の引き上げ率をきめていただくようにしていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○八木(一)委員 一つ技術的なことを伺いたのですが、昭和二十六年、七年と並べて言われましたが、二十六年、二十七年、二十八年の一般階層の平均とのパーセンテージを一つずつ明確におっしゃっていただきたい。たしか六〇というのがあったはずですが。

○大山政府委員 実は正確な資料を手元を持っておりませんので、資料に基づいたお答えができませんが、私の記憶しておりますところでは、昭和二十七年に五四・八という数字であったように記憶いたしております。

○八木(一)委員 私の調べたところでは六〇をこえたものがあります。とにかく数字はちよつと違います。局長の方も五四・五というところですが、六〇を示した数字は、必要があれば私の方から御連絡を申し上げてけっこうであります。一昨年が三八に下がった。ことは推定で四一、二%になるということでもあります。そういうこと

になると、大臣にもお聞き願いたいことは、昭和二十六、七年の六〇に対して四二くらいになっておるわけです。毎年絶対額は上がっておりますが、比較的に見てそれだけ下がっております。ほかの階層に対する政策はとられたけれども、不幸にして一番気の毒な階層に対しては置き去りにしたという状態にあるわけです。従って、物価の点は一層別に加えるとして、この問題についても少なくとも五割上げてずつと昔の比率に返る。しかも物価は変わっておりますから、実質的にそうならなければなりませんから、物価の方はそれだけ上げなければならぬ。そうしなければ、とにかく六割か七割くらいは来年上げなければならぬと思う。それが厚生省の原局で検討しておるのは、年率にして一三%ということなんだ。厚生省の公務員の人々も有能練達な人がいます。しかしながら、国民に対しては相当強い態度をとられま

すけれども、大蔵省に対してはそう強くないですから、そのくらいやってもなだで切られてはつまらぬということ、最初から計画がぬるい。それではいけないと思う。それから大臣としては、どんなことがあっても大蔵大臣とは論争して通してみせる、だから各局はそんな遠慮がちな予算を出すな——予算の一々の項目に当たることまでしていただきたければ、大臣はお忙しくてなかなか無理でありましようが、局長にそのような弱腰ではならぬ、ということをお願いしなければならぬ。これは社会局だけではなく、各局に言明をされるかどうか。

○西村國務大臣 八木先生の意のあるところは十分わかります。数字は今検討してある最中でございます。決して安易な気持ちでやるつもりはありません。どうぞ御了承願いたいと思っております。

○八木(一)委員 一割三分を福利計算にして十年間でどういう数字が出来ますか。だれか数理に明るい方はいませうか。福利計算をしなければすぐ出るのですけれども、どのくらいになりますか。

○坂中説明員 福利表を持っておりませんから正確にはわかりませんが、大體十年で三倍になると思います。

○八木(一)委員 数理課に、福利法できっちりどの程度の数字になるか、質問している間にもし出したらえませんか。合計で幾らになりますか。

次に、そのほかに、金額だけではなしに制度であります。制度自体の中には、生活保護の対象をこの文言の中には世帯と書いて書いてございます。私どもの主張は個人単位にしようという考えですが、具体的には、夫婦と未成年の子供を単位とした生活保護を適用させるということが書いてあるわけでありまして、厚生大臣はそれについてどのような御意見を持っておられるか。

○西村國務大臣 今までの厚生省の態度といたしましては、あくまでも世帯ということを言っておるようでありまして。しかし今度は勧告の線もございまして、あらためて検討をし直していきたい、かように私も思っております。

○八木(一)委員 勧告の意味を厚生大臣にはどのように御理解になっておられますか。

○西村國務大臣 私、まだしっかりと研究はいたしておりませんけれども、夫婦と未成年者の子供を世帯の単位にする、そのほかのものは個人単位で考える、かように思っております。もし間違えまして訂正します。ちよつと拝見しただけでございますから。

○八木(一)委員 御就任間きわの方です。ちよつとその効果を御説明申し上げたいと思います。

というのは、五人の家族があつて、長男が十八才で、ある職場で働いている。それからあとの兄弟が九才と五才である。老人の父親がせき損で骨がやられて、からだじゅうがぶらぶらである。お母さんが結核で寝ているというような場合であります。そういう場合に、今十八才の人が、おやじに孝行したい、弟妹もかわいがりたいと思つて一生懸命働いております。ところで、生活の基準は地域によって違ひ、年令によって違ひますから、一括して申せませんが、たとえば五人の生活保護家庭で一万二千元といたします。厚生省はいつも大都市の東京を例にとつて、いやに高いようなことばかり宣伝して、いかに高いものかというところでは、いかに低いものかというところと下がるのです。そういうことで、

が、そういうことで一万二千元といたします。一万二千元で五人、これは年令によつてみな違ひますが、まるまる平均にして、月一十二千四百円ずつの生活をしておる。そのときに、その十八才の子供は八千円の給料をもらつてゐる。一生懸命働いたので翌年は千円月給が上がったというときでも、御承知の通り、今の生活保護法では一万二千元がその基準になつてゐる。八千

円収入があつたら、差額の四千円しかくれない。だから一万二千元の生活しかその家庭ではできません。その次の年に九千円に上がつても、くれるものは三千円、やはり一万二千元の生活しかできない。だからいつまでたつても生活が上がりません。そうすると、若いみそらの人が、自分の将来のために、自分の生活のために、また親孝行のために、弟や妹をかわいがると、現在の生活保護の世帯の単位では一つも実効があらぬわけなんです。それではならぬから、個人単位にすべしという主張を私どもは持っております。表現は違ひますけれども、制度審議会は世帯単位という言葉を用い、その世帯は夫婦と未成年の子といふふうに限定しました。現象として同じであります。ですから、そのときにはお父さん、お母さん、幼い弟妹たちが一緒になつて四人の生活保護をもらう。数字は、こまかいところでは少し食い違ひますけれども、今の例で申し上げますと、月に二千四百円の四倍、九千六百円の生活保護費が入る。そして片づつ十八才の青年は自分の賃金八千円をもらう。それが引かれぬ、九千六百円プラス八千円、一万七千六百円で暮らすことができるというふうに、このような制度のやり方をすると変わるわけでござい

ます。従つて、その青年は一生懸命働いたら働いただけの報いがある。月給が上がつたら月給が上がつただけ自分も生きがいがある生活ができるし、またその金も、実際に親孝行のために、弟妹をかわいがると使われるということになるわけなんです。そういう点で非常に重要な点でございます。この点

討してある最中でございます。決して安易な気持ちでやるつもりはありません。どうぞ御了承願いたいと思っております。

○八木(一)委員 一割三分を福利計算にして十年間でどういう数字が出来ますか。だれか数理に明るい方はいませうか。福利計算をしなければすぐ出るのですけれども、どのくらいになりますか。

○坂中説明員 福利表を持っておりませんから正確にはわかりませんが、大體十年で三倍になると思います。

○八木(一)委員 数理課に、福利法できっちりどの程度の数字になるか、質問している間にもし出したらえませんか。合計で幾らになりますか。

次に、そのほかに、金額だけではなしに制度であります。制度自体の中には、生活保護の対象をこの文言の中には世帯と書いて書いてございます。私どもの主張は個人単位にしようという考えですが、具体的には、夫婦と未成年の子供を単位とした生活保護を適用させるということが書いてあるわけでありまして、厚生大臣はそれについてどのような御意見を持っておられるか。

○西村國務大臣 今までの厚生省の態度といたしましては、あくまでも世帯ということを言っておるようでありまして。しかし今度は勧告の線もございまして、あらためて検討をし直していきたい、かように私も思っております。

○八木(一)委員 勧告の意味を厚生大臣にはどのように御理解になっておられますか。

まっていけないから、この問題をそういうふうに表示された。厚生大臣の政治生命をかけて生活保護法の改正案を出される気持であるというふうに理解したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○西村国務大臣　政治生命をかけて云々ということでございますが、今申しましたように、まだその辺の検討は私十分できておらないので、出すのだから、こういう言明をするということを申し上げにくいというので、前向きの姿勢でこれはいくという事で、そういうふうになるであらう、こういうことで御了承を願わないと、政治生命をかけて云々と申ししても……。やる気持は十分あるのでございますから、どうぞその辺は御了承をお願い申し上げたいと思います。

○八木（一）委員　言葉の表現はいろいろございますけれども、とにかくやるという気持で出されるという気持であるということと理解をいたします。違つたら御発言を願いますが、違わなければ、それを各委員の前で確認をいたしておきたいと思ひます。生活保護法の改正案を出すつもりであるかどうか。

○西村国務大臣　出すのであるということを一方面的にそう言われても困るので、検討したいということで御了承願いたいということでございます。（出す決意で検討するのか」と呼ぶ者あり）出す決意で検討するということでもあります。

○八木（二）委員　出す決意で検討をされる。それを実現するためには、ありとあらゆる努力をされるということでもありますか。

○西村国務大臣 あらゆる努力をいたします。

○八木(一)委員 生活保護法の問題については、検討が少なくないと言いますので、それではこの国会の論議をもって検討していただかなければならないと思います。あとの具体的な問題に少し触れますが、まだまだ時間の許す限り、何十時間でも国民の要望をお伝えしますから、厚生大臣はその心組みをなさって、国会で厚生大臣をお呼びしたならば、直ちに来られるように準備をしておいていただきたいと思いま

す。次に、先ほど申しましたように、保護基準を三倍に引き上げるといのが制度審議会の勧告であります。私はこれでも少ない、実はもっと多くしなければならぬと思う。制度審議会是最小限を言っておるわけですから、少なくとも「言っておるわけですから」厚生省がこれを三倍半になさってもちつとしかられるものではない、もっと熱心にやった方がいい。これは局長も聞いておいてもらいたい。三倍としてそんな数字をはじかしておられるけれども、厚生省は四倍を要求されてもかまわぬ、五倍を要求されてもかまわぬ。これは最低限度です。だから三倍でなければいけないという腹では大蔵省にやられます。そういうことで、大臣もそういう決意でやっていたいだき

と思います。それからもう一つは、そういうことのほかに、昭和二十六、七年ごろに国民生活水準の六〇%であったのが、一昨年は三八、それから二回、三回と手直しをしたと自民党さんや政府さんはさんざん宣伝しておる。これは事実で

あるけれども、生活保護法をよくしたことはならない。昔のそのころから比べれば、比較的言って五割ぐらいいつておる。昔六〇というのが、今は四〇、そういう状態では少しも誇れることにはならない。それをぜひ六〇をオーバーするように来年ぐらいいは変えられて、ほんとうの意味で、池田内閣の西村厚生行政はこれだけやりましとおっしゃっていただきたい。ほんとうの意味において自民党はこれだけやりました。ちよびりやって、実際に役に立っていないくらいやってたくさんやったというような、国民の判断が間違えるような宣伝は絶対になさらないように。去年二十数%要求して、

ことし一三%になった、二一でも少なかつたのが一三になった、まことに申しわけがない、わが内閣の欠点である、わが政党的欠点であるというぐらいに、正しく正直にそういうものを報告しなければいけない。そういうことであります。

それからその次に、生活保護法の自立の助長であります。生活保護法の第一条を御承知だと思いますけれども、「自立の助長」ということが最後に書いてあるわけでございます。ところが、今の制度の中では、自立助長制度がほとんどございせん。生業扶助といふものが、ただ一つあります。これは金を貸すというふうなことなんでしょう。そういうふうなことでは役に立たない。ほんとうの意味で自立を助長させなければいけない。その自立を助長するということは、いろいろな点で言わなければならせんが、まず第一に、補足性の原則ということが第四

条にございます。あらゆる資産、能力を活用した上でなければ生活保護の適用を受けられないというふうに書いてございます。これが冷徹むざんな条文であります。厚生省の方があたたかい心をお持ちでございまして、この規定があるけれども、その条文を最大限に解釈をして、実態に合うように努力をしておられます。私は先ほど厚生省の公務員の方に少しづつくら当たりましたけれども、こういうふうないいところもあるから、厚生省のいいところをどんどん伸ばしていただきたい。最大限に活用しておられますけれども、何分にも法律の条文に縛られて配慮がでないわけですから、具体的には厚生大臣十分御承知でございましょうけれども、時間の関係もありますから、私から申し上げます。ありとあらゆる資産を活用しなければ適用が受けられないので、たとい親の形見があつた、夫婦の記念品があつた、御主人がなくなつてた一つ——貧乏になりましだけれども、昔そうでもなかつたときの婚約の金のかまぼこの指輪があつた。ところが、これが金であります。ところが、そういうことで生活保護が受けられない。その場合、条文通り言えば、この行政解釈がことしから変わつていくかどうか別ですが、それを売って処分したお金を生活費に充てたあげくでなければ生活保護は受けられない。その人にとっては、命の次ぐらいに大事なものであります。金という名目であつても、かまぼこの指輪では売つたつて大した金にならない。ところが、そういうふうになつておる。その人が何かで品物をもつたことがある。一生運でただ一つ何か業績があつて、それを生涯の誇りにして死んでいこう

という人なんです。その人がそのものを金にかえて、生活費に充てなければ生活保護は受けられないというところが一つあります。これは国民慣習を非常に無視しておる。夫婦の情愛、親子の情愛、それを無視したようなやり方になるような条文になつておる。

もう一つは、今はだんだん変わつて参りましたけれども、数年前は、自転車があると、古自転車でも安いものであつてもそれを売らなければその適用が受けられない。今は厚生省のあたにかい解釈によつて自転車を持つてもいいことになつておりますけれども、昔はそうじゃなかつた。自転車で商売をして暮らしている人がある。その人が病氣になつて、医療扶助、生活保護を受けるというときになつて、それを売らなければ受けられない。そうなる

と、今度病氣がなおつた、働いてどんどんやつていきたくと思つたときに自転車を買えない。古い自転車をたき売られて、新しい自転車は高くて買えないわけですから、買えないと、前のなれた商売ができない。そうすると、収入がないから生活保護を依然として続けていかなければならない、そういうことになるわけですから。ただ自転車は今よくなくなつたけれども、時代は変わつていましてあります。スクーターやオートバイは、依然としてやはり処分をしなければならぬ。オート三輪は処分しなければならぬ、そういう問題があるわけでありまして、それからもう一つ、たとえば家屋とか何かも処分しなければならぬ条文になつております。それをたき売る、あるいはそれを人に貸して収入を得る、その収入分だけで生活をして、足りない分は生活

保護を受けるというふうになつております。しかし、これも非常に実態に合わないことがある。それを処分したならばどうか。農家の人でそれを処分したならば、今度働く状態になつたときでも家を建て直すのは厄介。商売の人、一回そういうものを人に渡してしまつたら、健康が回復して働きたくなつても、そういう働く基盤がなくなつてしまふ。そういうことで自立がでないわけでありまして、そういうことを規定している第四条というものは、非常に冷徹むざんな法律であります。たとへば失対事業に働いておられる人たちに對しても、今その冷徹むざんなことを直そうと思つて、厚生省では勤労控除という制度を設けておる。その人が失対の賃金を得ておる。一人当たり、地域によつて違ふけれども、二千四百円でしたか、毎年々々ちよつとずついじくるから全部その数字は覚えられせんけれども、賃金が少な

いために、そういうものは収入と認定しないで控除して生活保護の適用を受ける。ですから、控除するから實際その生活の基準より上のものは、生活費に充てられるわけですから、この過酷な条文ではそれはできないので、この二千何百円は必要経費を補てんするといふ意味、そのような意味でそれをやつておるわけですから、働きた汗をかき、タオルが要る、石けんが要る、エネルギーも少し要るというふうなことで解釈をしてやられるから、その条文通りにいけば、働きの行つていろいろな要るだけのものをカバーするだけだから、実生活は上がらないわけだ。そういうふうな窮屈な範囲でせいぜい努力をしておられる。ところが、この

保護を受けるというふうになつております。しかし、これも非常に実態に合わないことがある。それを処分したならばどうか。農家の人でそれを処分したならば、今度働く状態になつたときでも家を建て直すのは厄介。商売の人、一回そういうものを人に渡してしまつたら、健康が回復して働きたくなつても、そういう働く基盤がなくなつてしまふ。そういうことで自立がでないわけでありまして、そういうことを規定している第四条というものは、非常に冷徹むざんな法律であります。たとへば失対事業に働いておられる人たちに對しても、今その冷徹むざんなことを直そうと思つて、厚生省では勤労控除という制度を設けておる。その人が失対の賃金を得ておる。一人当たり、地域によつて違ふけれども、二千四百円でしたか、毎年々々ちよつとずついじくるから全部その数字は覚えられせんけれども、賃金が少な

いるときでも同じです。二千四百円は六人分になるわけではない。そういうことになれば、働いても家族に均等して回ってこない。働いて疲れるだけなら、物質的に子供に少しでも甘いものを食べさせてやれるのでなければ、お母さんがそのそばにいて、せめて精神的におとぎ話でもして慰めでもしてやるか、年とった老人にいろいろ介抱して、孝養を尽くそうという気持ちになります。働いたってそれは差っ引かれるのでは何にもならぬ。差っ引かないものがちよつとあつても実効が上がらないという事になれば、せめて疲れることはやめて、年とった老人に、小さい子供たちに、そばにいて精神的な慰めを与えようということになる。収入の道は全然出てきません。働いてその仕事になれる、商売をしてお客がでける、そういうことになってこそ、ほんとうの自立助長の道ができるわけです。ところが、働いても商売をしてもその苦勞が増すだけで、疲れが増すだけで、実収が実収にならない。厚生省がわざかに考えたことも、実効はそれほどあがらない。ほとんど実収が上がることにならない。実生活が向上することにならないという事になれば、自立ができるしないことになる。第一条に自立助長をいいながら、実際には自立助長ができないような規定を第四条に規定しているわけです。そのような条

○西村国務大臣 生活保護法の各条項のことは、そうつまびらかにいたしておりませんが、その法律の目的がどこにあるか、生活保護法の目的がどこにあるかということを十分に理解して、そうして行政をやらなければならぬのでありまして、今言いましたように、行政をやる者としたしましては、その法律のほんとうの目的を解してやれば、そう不都合なことは起こらないと思うのでございます。今生活保護法の条項を各条文について改めるかどうかということにつきましては、検討いたしますが、行政のやり方といたしましては、法律の主眼点はどこにあるのか、貧しい者を救うということにあるんじゃないか、こういう法律の主眼点を十分心得て、それを行政に反映させなければならぬ、かように私は考えておりまして、条項それ自身についてつまびらかにいたしませんので、一々その条項をどうする、こうするということとは申されませんが、さよう考えて行政はやつていきたいと思ひます。

○八木（二）委員 厚生大臣率直に気分をおっしゃつていただきました。その気持ちを忘れないようにしていただきたいと思う。非常に気の毒な状態で、貧しい状態で苦しんでいられる方に対処をしていただきたい。

それからもう一つ、お気持はそうでありましょうが、言われませんでした

○八木（二）委員　そのお気持は非常によいお気持で、大切なことだと思えます。みんながそうなんですが、この法律が、そのお気持がうまくいかないようにできているわけですから、その法律を直さなければ――厚生大臣が正しい信念をお持ちであり、国民がそれを要望している、池田内閣も全部そうであらうと思う、だから池田さんも、ほんとうを言えば、そういうお気持で政治に対処していけるべきだと思います。そうなると、内閣自体もそう思い、厚生大臣もそう思い、そうして国民も要望しておるのが、へ理屈をこねて間違つてつくつてしまった法律のために動きがとれない。それがあまり実態に合わないから、極端に言えば法律解釈を拡大し、法律に抵触するような行動までもとって、実際に厚生省の方々が努力しなければならぬことになる。西村さんの部下である厚生省の方が、法律を最大限に解釈をして、理屈を立てて実態に対処しなければならぬという苦勞をしている。その苦勞のともは間違つた法律にある内閣の方針にも、厚生大臣の方針にも、国民の要望にも、対処する公務員の人たちにもブレキをかけているのがこの第四条、それを直さなければみんな迷惑です。そういう点をぜひとも直していただくなければならぬ。従つて、そのようありとあらゆる資産、能力を活用し

まかせられる部分があつてもいいと思ふ。一つ一つ事柄自体に対処されていいわけだ。そういうような操作をすれば一ぺんに直る。これ一点でも、もちろんさっきの厚生大臣のお気持からも、生活保護法の改正案を出さなければならぬ、そういう意味でも出されるかどうか、一つ伺いたい。

○西村國務大臣　ただいま申しましたように、行政をやる場合には、そういう氣持で、法を何期待しておるかということとやるということとでございます。今申されました条項それ自身のことにつきましては、やはり法律をつくり、そういう生活保護、貧しい人を救うといひましても、一つのワクというものがあつたわけなんで、いろいろな制限が置かれておるのだと思ひます。だからそのワクをどうするかという——条項それ自身につきましては私知りませんので、もう少し検討されてもらいたいと思ひますが、しかし法の目ざすところをあくまでも考えてやらなければならぬ、かように私も存じておるのでございます。

○八木（一）委員　厚生大臣は運輸行政の権威者でありになりますけれども、厚生行政についてはまだおなれにまらないので、それで必要以上に、いい言葉で言えは憶病に御答弁になっていふ、大事な仕事で、急速に、迅速にや

上げる点は、私どもの方で提出をしている生活保護法の一部改正法案、通称生活保障法案の条文の中に盛りてあります。これについては与党の方も賛同をされております。これについて異議がある質問はありません。与党の方からも相当の質問がありました。まだ質問をしてもいいと思います。しかし、これはおかしいじゃないかということはありません。しかも権威のある法制局で条文にちゃんと書いているわけです。やろうと思えば条文に必ず書ける。衆議院の法制局で、完全にあらゆる法律体系を調べて書けるということと書いた。その審議にあたって、与党の方はこの点についていささかも異議を言っておられない。おせじかもしれませんが、なかなかいい法案だというおほめの言葉まで最初いただいた。別に社会党は功績をとらなくてもいい。政府がやっていただいても、その通りそっくりまねされてけっこうだ。西村さんは検討しておられないけれども、国会においてはそういう論議がされているし、あらゆるところで検討がされているわけです。そういうことが要望されているわけです。西村さんが運輸行政の権威者で、厚生行政にまだおなれにならないということでこれが延びては困る。ですから、急速に御検討になって、急速に第四条についても直されるといふこととしていただ

の要求と違うのだ。生活保護法の最低の基準を厚生大臣がきめるということは、人間の生きる最低ぎりぎりの線をきめたのだから、これをはかの予算の要求のように大蔵大臣や総理大臣や何かが、風船玉のようにふくらませたり縮ませたりするということは、重大な生活保護法の違反行為ではないか。くどく言うけれども、どうも大蔵大臣の御返答も厚生省の御返答もはっきりしないのだが、この生活保護基準は厚生

大臣がきめるということが法律通り行なわれていないと判断するが、一体どうするのです。これは大臣はこんなこととお知りにならぬだろうから、社会局長どうですか。

○大山政府委員 御指摘のように、生活保護法によりまして、第八条によつてその基準は厚生大臣が定める、こういうことになっておるわけでございますが、この厚生大臣はあくまでも政府を代表する厚生大臣がきめるというわけでございますので、やはり政府としてこれを正式にきめたものを厚生大臣が政府を代表してきめる、こういうふうにおきまして、すべての問題が決着したあとで厚生大臣がきめる、こういうことに相なると思うのでございまして、予算決定前に厚生省が一応の予算要求をしたという場合には、まだ厚生大臣として決定したものではありませんというように考えております。

○小林(進)委員 僕はその解釈がどうも誤りだと思ふのだ。あなた方新聞紙上を見ると、三十六年度の保護基準に三十七年度は二二%あるいは一八%加えたものを要求せられる、こういうようなことを新聞に書いてある。それは、あなたの答弁によれば、厚生大臣がやはり保護基準の申請をして、それを大蔵大臣に削られて、一〇%か一二%できめられたものが厚生省へ戻ってくる、それがあなたの説明によると厚生大臣のきめた保護基準だと思ふのでしよう。そうすると、厚生大臣が、保護基準はことしは去年に比較して二二%引き上げるのが至当であると大蔵省に要求せられたものは、それは何ですか。保護基準じゃないので

すか。それは思いつきの予算ぶんどりの政治的折衝の単なる資料であつて、それは厚生大臣が保護基準をきめたことにならないのですか。一体その点はどうですか。大山さん、その点を一つ明確にして下さい。

○大山政府委員 厚生省として概算要求を大蔵省に出したという段階におきましては、まだこの法律にいう厚生大臣がきめた基準とは解せられないと考へるのであります。政府として予算その他の点も検討いたしました。正式にきめたものについて厚生大臣が基準として決定する、こういう段取りを持つべきである、かように考えます。

○小林(進)委員 閣下です。私はこれと終つてしまふが、今の御答弁は学問的通説じゃないんです。学問的にはそんなことは間違つていますよ。そうしてそんな生活基準で最低の基準を予算の概算だなどと言つて要求されて、そんなに勝手に二二%や二六%要求して大蔵大臣から削られて、あなたは多いの悪いのと言つて省内交渉をやつておきなな、最後に一三%くらいに落ちついたら、これが厚生大臣のきめた最終的な今年度の生活保護基準であるというように答弁をされるということ、これは、生活保護法の立法の精神を全部踏みにじつた実に三百代言的な答弁です。あなた、帰つて自分で胸に手を当てて考えてごらん下さい。自分のきやうの国会の答弁がいかに三百代言的であつたか、あなたはききよはきつと眠れないくらい、良心の苛責に耐えられないものが出てくると思う。そんなことではいけません。生活保護法の基準についてわが党の言ひのは、生活保護

法の特別の審議会制度を設けて、そこできめるべきだと言つておるのですよ。今のようには各省や総理大臣や、そういう政治折衝にまかすべきではない。この保護基準だけは人間の生きる最低線をきめるのだから、政治によつて予算の概算要求のように上げたり下げたりする性質のものじゃない。これはいわゆる生活保護法の立法の精神です。だからこれだけは政治的な駆け引きや予算要求の場面とは別に、厚生大臣が諸般の事情を全部一括して、全部含めてきちんときめて、そのきめた基準は、総理大臣といえども、大蔵大臣といえども、いたずらにそれを削つたりしてはいけないというものが生活保護法の立法精神です。それが少しも行なわれていないというところは、私は慨嘆に耐えない。あなたが何と言われたところで了承できませんから、私の質問の場所がきまりました。またあらためて徹底的にこの問題についてお争ひ申し上げます。

○八木(一)委員 今、同僚の小林委員の言われたことを厚生大臣はお聞きになつたと思ふ。今までの厚生大臣は、いろいろな点で、有能な人があつたけれども、こういう点では非常に無力であつた。非常に不誠意であつた。不熱心であつた。だから六十億から四十億くらいに下がつてきた。憲法二十五条の精神がじゅうりんせられてきたというところであるので、将来そのような無力な総理大臣がまた出てくるおそれがあるから、厚生大臣がきめるのではなしに、民主的な行政委員会あるいは強力な権限を持った審議会が決定をして、その通り予算を組む必要があるということを申し上げたのであります。

そのことを推進されると同時に、残念ながらできない間は——今、局長の話によると、来年のことは厚生大臣といふことになる、実際は内閣がきめるのだといふことを言つたことになる。それは小林さんの言うように間違ひであります。厚生大臣がきめて、大蔵大臣なり総理大臣がそれをやるうとしなかつたならば、池田総理大臣なり田中角栄大蔵大臣は、これは憲法違反をする政治家である、そういうことでは厚生大臣としての責任がとれないと国民に宣明しておやめになるくらしいの決意を持つてやらなければ、こういうことはできない。また総理大臣も大蔵大臣も、こういう問題については少し勉強が足りないから、ほんとうは憲法を守れる気がないからそのくらしいのことはかき消さなければならぬ。そういう点からおられる可能性もある。そういう点について歴代の厚生大臣、ことに歴代の社会局長が補佐の任に当たつていない。そのためにそういうあやまちが起こつてきている。多くの国民が人権をじゅうりんされておる。ですから、厚生大臣は、そのような社会局長の連中の誤りを断じて即刻今から改めさせる。厚生大臣に対する補佐の任を完全にやらせるという嚴重な指令をされる。そんなことを言つてもできませんよ、大臣あなたはしるうとですか、というようになことを言う局長があつたら、一切そのメンバールをかえる、そのような決意をやつていかれる、そして厚生大臣はそのような基準をきめる、その予算の裏づけに対しては、総理大臣や大蔵大臣が何と言われてもそれを完全に百パーセント通す、そのようなことで対処せられなければならないと思ひま

す。そうでなければ西村厚生大臣の国務大臣としての、国会議員としての憲法を尊重する義務は果たされてないといふことになるわけでありませう。どうかそのような決意で強力に当たつていただくとともに、強力な御決意を御披露願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 いろいろな国の施策があると思ひますが、それは全般的には国の財政が最終的に支配することになる。こういうことは一つあります。しかし今さ小林さんや八木先生がおっしゃることは、事が人間の生きるか死ぬるかの生活の問題じゃないか、今やつておるような方式、つまり厚生大臣はこれが生活の最低水準だといふことと出しても、それを大蔵省で査定され、いろいろのなによつてあまりに權威のないものじゃないか、もつと權威のある機関をつくつて、そうしてそれにやらしたらいのじゃないか、生活保護といふものはそういうあるべきじゃないかという趣旨は、私も十分わかるのであります。しかし、これは私が今ここでそういうものをつくるのかどうかでめられる問題ではございませぬし、十分検討をする値打もあらうかと思ひますので、その辺で、事務が重大であるからという意味で私も十分わかるわけでありませぬので、検討をいたしたい、かように考える次第でござい

ます。

○八木(一)委員 大臣、機関の方は至急に検討して実現をする。来年度の予算要求はもう始まつていふのですから、検討じゃ間に合いません。一つ社会局長に言明をされなければならぬ。社会局長も有能な公務員でありま

い。実際に負担能力がなくても、あるはずだ、それだけ出させろ、それまではしないということがあるわけであるわけであり、そういうことは非常にいけないことではない、扶養義務というものは、これは夫婦と未成年の子との間、それだけに限るべきだと思ふ。扶養義務について今やっておりますが、そういう点について先ほどの単位の問題とも関連があるわけですが、現状非常にそぐわないものがあるので、直すような生活保護法の改正案を出していただきたいと思ふ。まだまだございしますが、以上の主要点を加えて、さらにこれから申し上げるようなことを加えた生活保護法の改正案を出しにしようという気持ちで前向きに検討されて、厚生大臣のお気持としては出されるというふうな先ほどの御決意を伺いましたので、私も見守っております。さらにその具体的な計画がいつ固まったかというのを随時々々、毎月の休会中の審査でお伺いいたしますので、特に急速にこの案を固めていただきたいと思ふわけであり、

生活保護だけで時間がつぶれましたが、制度審議会の答申、勧告はいろいろな点について申しております。たとえば年金制度についても、医療保障についても、あるいは社会福祉についても、公衆衛生についても、すべての点についても改善されなければならぬことが非常にたくさん言われておるわけであり、その中で、国民年金法の改正、厚生年金保険法の改正、その他国民健康保険法の改正等、それから健康保険法の改正というように、すべてが必要になってくるわけであり、

す。そして、ことに年金の問題については、少しく申し上げてみたいと思ふ。国民年金法が昭和三十四年に審議をされましたときに、徹底的に論議をされました。その内容がありとあらゆる点で不十分であるというのを時の厚生大臣坂田道雄君ははっきりと認められました。時の総理大臣岸信介君も認められたわけであり、ただし、とにかく最初であり、最初であるから、とにかく不十分過ぎるほど不十分であるけれどもこれを発足させてもらいたいというのを、あれが発足をみたわけであり、私も、あれは、あまりに不十分であり、またその組み立ての中にあまりに社会保障の精神に相反した間違つた点がある、それ、わが党の完全な法案をもって、それをよしとして対決をいたしました。われわれの反対にもかかわらず、多数決でこの不十分、不合理な法律が通つたわけであり、不合理な法律が通つたわけであり、不合理な点は多々あります。不十分な点がございすけれども、しかしながら、たとえば福祉年金等におきましては、その対象者は喜んでおります。喜んでおりますけれども、まことに不十分であります。その不十分な点を直すことが、もう毎年々々直すと言われておりますけれども、直す点については非常にまだ不十分だつたわけであり、それは歴代の厚生大臣、歴代の総理大臣が、できるだけ早く直すというのを言つておられるわけであり、それが非常にちよつとしか果たされておらない、少しづつ直つておるといふ時期であります。今回は、今までたまたまものを大幅に前向きな前進を遂げなければならぬときでございす。その問題点

はたくさんございす、端的に、二点だけ申し上げます、福祉年金の金額、この金額については開始以来一回もいじられておりません。年寄りについては年一万二千元、月千円、しかも老夫婦そろつているときには倍切られて、二割五分減というところになっております。それから母子福祉年金、また準母子福祉年金について、それに見合うべき児童手当、これはほんとうの児童手当でなしに、生別母子世帯をおもな対象にしたものでございす、そういうものについては、母子年金については千円を単位として扶養加算が途中で幾分ふえましたけれども、基本金額はふえておりません。障害については一級障害、特に外科的な外から見えるような障害については、月千五百円という低水準でございす。千円とか千五百円というふうなものはほんとうのつまみ金である。ほんとうの社会保障の意味を持つていられるものが具体的にはそれほど役に立たないというところは、厚生大臣、実感からおわかりだろうと思ふ。私も、私どもは、いい生活をしていまして、私どもですら千円という金額はまたたく間です、知らず知らずの間に飛んでしまふ金であります。そういうふうなことで、これは大幅に今回は変える時期に達しております。すべて変えなければならぬこととございす、日本政府の低いベースでは、ほかのことをいじくつて、この金額が置き去りに今までされてきました。しかもその間には物価が高騰しました。物価の高騰分は絶対に引き上げないと、実質的に給付は減つてくるわけであり、そんなことではならぬわけであり、物価高というものを大蔵省は言いかねない、厚生大臣は腹の中によくたたき込んでおいていただきたいのは、最初から千円では少ないのです。最初から三千元、四千元にならなければならぬ。そういう努力をすることを政府は誓つてやつてもらいたい。ほかのところをいじくり回してとめ置かれていたが、いよいよ今度はその金額が変わらなければならぬ時期に達しているわけであり、厚生省もそう考へていてございす。それから、この金額を大幅に引き上げる、そういう時期に達しておりますので、年金局長に厳重な督促をして、そのような大幅引き上げのための案を至急つくらせて、強力な要求をさせるという決意を固めていただかなければならぬと思ふ。金額だけではございせん。福祉年金の中核である老齢福祉年金の場合には、七十才からしか開始されております。今の国民の平均年齢は六十七才です。ですから、その前に死ぬ方がずいぶん多い。残念ながら非常に政府の施策よろしきを得ないために、苦勞をしてきた国民の人々、そういう人々は早く老衰をする、残念ながら寿命がほかの人よりも短い。でございすから、年金に不可避的な欠点でございすけれども、しあわせな人の方にそういうものが回つてしまふという、その欠点があるわけであり、それを最小限度にするためにも、現在のほんとうに恵まれなかつた年寄りの人々に対処するためにも、この七十の開始年齢は断じて下げなければならぬ。これを同時にやらなければ、金額だけ上

げたものでは、厚生大臣は年金については何もしなかつたということになると思う。金額の方は上げる大勢にあつて、上げなければならぬ時期にございすから上げるのはあたりまえ、これを完全にしたいだければ、厚生大臣は年金について努力していただいたというところになります、それとともに、年令を下げるということが必要であります。

それから所得制限についても、いろいろな点で緩和しなければならぬ点があります。特に年寄りが二人いるときは二割五分削減とか、所得制限というものの配偶者所得制限というふうな問題については、断じて即時これを取り去らなければならぬ問題であります。時間がありませんから説明はしませんが、厚生大臣、御自分で全部御理解でございすからよろしゅうございす、そうでなければ、山本君に即時今名前だけ申し上げましたから、その点について御研究をお願いしたいと思います。それから配偶者所得の制限というふうなつまみ金ものは、即時撤廃をしなければならぬ。それから障害者については、一級、二級、三級というふうなことが普通いわれておりますが、一級障害しか対象がされておられません。政府の年金は、年金の主体は老令ですから、年令が一番多くなつて一番論議の中心になりますけれども、社会保障の精神からいへば、障害、母子の方が先になります。両手両足がない人、片手片足がない人、そういう人たちは、自分が暮らすばかりに子供を養わなければならぬ。また二十にして両足がなくなつたら、自分の生涯が続く限り、その状態で過さなけ

ればならない。そういうことを考えると、親孝行むすこさんを持つてゐる老人よりは、はるかに所得保障の必要があるわけだ。対象者が少ない、対象の団体が力がないということのために、これが置き去りにされておりました。上級障害でも三級障害でも年金をつけなければなりません。一級障害の千五百円なんか問題になりません。直ちに五千円か七千円くらいに上げる必要がございます。ことに外から見た障害だけで、肺が半分なくなつたと心臓がどうしたとか、そういうような内科障害が、労働能力、所得能力から見ると外の障害と同じ程度に悪いということがわかつてゐるのに、それについて、一切、一級であろうと一文も支給をしない。そのような間違つたことが行なわれておる。年金局長が何を言おうと、これは間違いであります。山本君は熱心でありますから、それは間違いないという意見具申をするだらうと思ひますが、厚生大臣は、もしそんなことは必要ないということをも山本君が言ひましたならば、そのような不適任な局長はすぐ解職をしていただきたい。

そういうことで、年金について国民年金法案の大幅な——すべての点にまだけあります。たとえば国庫負担だけでは足りない。免除者に対しては国がすべての保険料については充て、保険料を支払う能力のない人が年をとつたときに特に年金が必要であるという現象を十分に把握をされて、そういう人たちの年金が、ほかの払える人たちと同じようになければならぬ。少なくとも同額でなければならぬ。そのような社会保障の基本原則、ここにもそういうことが書いてあります。

す。よく御勉強になつて、社会保障というふうなものとは違ひ、必要な人に必要なものがいくの、負担の方には能力のある者は負担して、能力のない者は負担させるべきでないということがちゃんと書いてある。そういうことをよく読まれて、そういう方向に年金を変えていくということのために、国民年金法の抜本的な改正案を出される必要がございます。なまじな話でございしますが、その完全な手本はわれわれが用意をしております。事務的な必要はございせん。それをお読みになつたらそのまゝお出し下さつてけっこうです。そこまで一〇〇%いふたら、九八だけやるといふのならその点だけを御研究になつたらよろしい。そういうことであります。でございしますから、来国会に国民年金法の改正案を出される。

それからもう一つ、厚生年金保険については、改法案を出さなければならぬ時期に達してゐるわけでありまして、これについては、この答申の中に一番大事なことが書いてある。この年金額をぐつと上げなければならぬというところ、定額部分をふやさなければならぬというところ、上げた場合に、昔損をした今支給をされてゐる人々の分も上げる、その分の原資は国が絶対全額持たなければならぬというところが書いてあります。これは絶対にやらなければならぬことにしてあります。これをちよとでも曲げることは、民主的な審議会や国民の世論をじゅうりんし、社会保障の精神をじゅうりんすることになります。これは絶対にいかぬ。厚生年金保険法や国民年金法の改正案を来国会に必ず出され

る、そのことの御決意を示していただきたいと思ふのであります。

○西村國務大臣 国民年金の問題につきましては、問題をたくさん含んでおるのであります。それでありますから毎年今までも改正してきたのであります。さる七月の末、国民年金制度審議会からいろいろ私に対して答申がございました。今八木委員の言われておることも、その答申の中に若干あるわけでございます。十分研究をいたしまして、御趣旨に沿ひたいと思つております。一々項目につきましては政府委員から説明させます。

○八木(一)委員 項目についてはと言ひますが、最初項目の概略は申し上げた通り、金額を大幅に引き上げる、大幅に引き上げることにしなければ直ちに老令年金を三千円にする、ほかのものを三千円にしてあつちを四千五百円にするという御答弁はできないと思ひますから、その具体的な金額は少しお待ちしてもいい。ひよとすると四千円にするという御答弁があるかもしれせんから、それは具体的にすぐおっしゃらないことは今日の時点においては控えてもけっこうです。大

幅です。物価に対処して二割か三割上げるといふような、そんなものが値上げであると思つたら大間違ひだといふこと。どんなになまけていても二倍半くらいに上げなければいかぬといふことです。大幅な値上げを含んだ年金法の改正案を出される、そのことについて前向きにまっしぐらに全力を傾注して努力されるかいか。そしてまた、七十才開始の老令福祉年金を年令を下げる、そのことを含んだ改正案を出されるかいか、そのことについて

最善の努力をされるかいかについて御答弁を願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、柳谷委員長代理着席〕

○西村國務大臣 数字の点につきましては今検討中でありまして、御趣旨の点に沿う努力したいと思ひます。年令の点につきましては、その引き下げの点はほかの関係もあるかと思ひれますので、今七十才を六十五才ですが、に引き下げるといふことにつきましては、もう少し検討させていただきます。

○八木(二)委員 御努力の向きありましたけれども、国民年金の拠出年金の方六十五才、そうならば、無拠出年金と学問的に言ひます福祉年金が七十才というのでは意味が通らないわけですね。両方六十に下げていただくことが一番けっこうだが、両方六十三に下げていただいてもけっこうであります。

しかし、少なくとも福祉年金を六十五才に下げることだけは絶対にやられなければ、政府並びに厚生省の年金政策はゼロであるといふことが言えるわけですね。六十五才以下に下げる。あとはおまかせします。これを六十才に下げただけならば、私は厚生省の善政を非常に外に宣伝して回りますが、少なくとも六十五才以下に下げることにしての案を出されるということについては、全力的な努力をせられまして、決意を持たれまして当たられるという御決意を表明していただきたい。

○西村國務大臣 今申しましたように少し検討してみたいと思ひます。努力はいたします。

○八木(二)委員 あまり簡単過ぎで……六十五才のことです。金額

の方はさつきの方にありましたからね。六十五才以下ということについて前向きに実現するように全力の努力をされる、そういう御決意を表明していただきたいと思ひます。

○西村國務大臣 年令の引き下げの点については、他との振り合ひもあつたりいたしまして、私としては他とのバランスにおいて七十才のものを六十五才に下げるのが適当であるかどうかといふことについて十分のあれを持つておりませんので、もしそれが納得いきますれば、年令を下げた方がそれはいいと思ひますが、ほかとのバランスの関係もありまして、十分検討して前向きの姿勢で考えたい、かようにお答えする次第でございします。

○八木(二)委員 でございしますから、バランスを申し上げてゐるのです。日本の年金制度は五十で始まるものもあつた。五十五で始まるものもございします。ほかのより一番おそいので国民年金の六十五なんです。ですから、バランスの点だけを考えられるといふのだったら、六十にしたいだいてもいいのです。最少限度六十五にしなれば、バランスを考えたいという厚生大臣の趣旨に合わないといふことを説明申し上げてゐるのです。私もかなり社会保障を勉強してゐます。ほかにそんな七十才といふようなものは、国の政治としてはありません。果の敬老年金みたいなものは別です。そんなものはありません。ですから、バランスを考えられるならば少なくとも六十五才以下にはする。六十五才がいいか、六十才がいいか、五十五才がいいか、それについては検討されるという話ならばわかります。六十五才以下にはすると

いう決意を表明していただかないと、厚生大臣のバランスを考えられるという趣旨にも合わないことになりす。それでぜひ六十五才以下になるように最大の努力をされたい決意を、ただいま即刻固めていただきたいと思います。

○西村國務大臣 私にバランスと言ったのは、年令のみをずつと比べるという意味じゃないに、国民年金ですから、やはり拠出制、無拠出の問題というふうな、そういうことも考えなければならぬので、そういう意味で、バランスというのを言ったのでありますから、少し検討させていただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 勧告の中にもちゃんとこれは出ておる。それからほかのバランスは、国民年金の拠出年金をうんと上げるべきだ、厚生年金の方もうんと上げるというのを書いてある。少なくとも七千五百円と六千円以上。けれども、それを一万円と八千円にされてもちょっとかまいませんよ。少なくともそういうことになっている。ですから、これは上げるのはそのバランスもとれるわけですから、これはぜひ厚生大臣、厚生行政にまだおなれじゃありませんけれども、私はひっかきで言っているわけじゃない。事実そういう状態を申し上げているのですから、御研究になつても私より以上の結論が出ないはずだ。大幅の値上げ、六十五才というふうなことにしても、前向きにがんばつていただく御決意と御覚悟を表明されたと解釈して、もう時間ありませんから、この問題は終わりたいと思ひます。それから、実は厚生大臣、いろいろ

な問題——生活保護について申し上げることの一例も申し上げておられませんし、年金に至つては百分の一も申し上げておりません。あと医療保障の問題もあります。社会福祉の問題もあります。公衆衛生の問題もあります。結核の問題もあります。いろいろな問題があります。厚生大臣には、私どもの社会保障を前進させるために一生懸命考へて考へ抜いて申し上げることについで、御質問したいと思ひますので、いつも国会のときには百パーセント待機をさせていただきたいと思ひます。

どこへ行つた、ここへ行つた——民間の民主的な陳情を受けられるのはいいですけれども、つまりぬいぐるみに行つたというふうなことのないうちに、待機していただきたかと思ひます。社会労働委員長にもお願いしてございす。国会の中のいろいろな要求が重なる場合には、衆議院の、第一院の社会労働委員会にまづ先に來られて、予算委員会などはあとにしたい。ということになつておられますので、そのような御決意で出ていただきたいと思ひます。大へん大きな声で、なまじきな声で申し上げまして、先輩に対してその点は大へん失礼であつたと思ひます。熱心なあまり申し上げましたので、その点は御了解いただきたいと思ひます。厚生大臣は非常に先輩の練達な政治家でございすけれども、厚生行政については、率直に申し上げられませんが、国民は厚生行政に非常に要望しておりますので、厚生大臣が急速におなれになつていただくことが必要でございす。またおなれになるためには、われわれが率直にひっかけて

なしに与野党ともに言つていただきます。そのまゝ率直にお受け取りになつて、それを御信頼になつて推進されることが一番早道である。何といひますか、各局の進言ももちろんお受けにならなければならぬが、厚生省全体が大蔵省に対して非常に憶病になつております。それから今まではほんとうに熱心に取り組まれた方も、何回も大蔵省の鉄の壁にあつたから意欲をなくしてゐる方があつた。先ほどの答弁中にもそういうことがありました。そのようになつた公務員の方が意欲をなくされたい。また責任の問題をばやんと考へられないように厚生行政について強力な補佐を大臣に対してされる。原案はほんとうの社会保障の精神に従つて、憲法二十五条の精神を実現する精神に従つて強力な態勢をとられ、それを指導されることに、大臣が閣議その他で、先ほど御公約になりましたことを完全に果たすためにやつていただきたいと思ひます。しばしば辞表をふとこにしてと申し上げましたけれども、なかなか大蔵省の壁というものは厚いようございす。ただし、国民の要望は大蔵省になくて厚生省にございす。でありますから、それを通すためには厚生大臣の任務は非常に重いの、やはり辞表を年じゅう懷中にさるるような、田中角榮大蔵大臣と意見が合わないときは、猛烈な勢いで論戦をされるような覚悟でしていただかないと、なかなかこれが十分には果たせないのではないかとと思ひますので、先輩の厚生大臣に失礼でございすけれども、そのような決定的な覚悟でこれを実行していただくことをお願いいたします。その点について

で、最後に総括的に強力な御決意のほどを御披露願ひまして、この御決意が私の納得のいくものであれば、私の質問はきよはこれで打ち切りたいと思ひます。

○西村國務大臣 いろいろ有益な話を聞きまして、私ども、皆様方のこれから協力を得る上におきまして非常に助かつたわけにございす。御承知のように、私が先般所信表明をした最後、ちよつと申し上げたのですが、非常に厚生行政は問題が山積いたしてございす。今いろいろ予算の点等につきましても出ましたが、何もやる、かにもやると申しましたが、實際問題はなかなかたぐさなことが山積いたしてございすので、その辺につきまして、八木委員からなかなか重要な問題を拾ひ上げていつて御質問があつたと思ひます。私も十分心がけまして、今後少くとも厚生行政が円滑にいくように、皆様方の御協力を得ましてやつていきたい覚悟でございす。どうぞよろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。次第でございす。

○柳谷委員長代理 滝井義高君。○滝井委員 今、八木さんからいろいろ御質問がございまして、時間がございせんから、当面大臣の言われるように山積をしておる問題の中で、特に早急に片づけなければならぬ二、三の問題について、大臣の見解をお伺ひしたいと思ひます。

聞かるところによりますと、七月の十八日に新しく池田内閣が改造をされました。われわれは難尾厚生大臣は留任をするのではないかと新聞のうわさその他を聞き及んでおつたわけですが、しかし、難尾さんはついに留任が

できずに、多くの山積する問題を残したまま、おそらくうしろ髪を引かれる思いで去つていったのではないかとと思ひます。その後新聞を見ますと、厚生行政はむずかしいから実力者の河野さんを厚生大臣にしようという情報も流れました。聞かるところによりますと、河野さん、非常に厚生行政はむずかしい、何でおれをばかにする、そんなところについてけんかをさせるつもりかといつておやりにならなかつたらしい。新聞記者会見等で見ますと、池田さんの今夜の組閣で意の通りにならなかつたのは、水田大蔵大臣を産大臣に横すべりができなかったこと、河野前農林大臣を厚生大臣にすることができなかった点、自分の意向と実は違つておつたのだという、新聞記者会見における発表がございまして、これは池田さんみずから口でわれわれは聞いたのです。その実力者が忌避された厚生大臣のポストを取つてお引受けになつた西村英一厚生大臣について、私は満腔の敬意を表したいと思ひます。それだけにお引き受けるからには、その職責の重大さを痛感をし、身をもつて難局を打開する決意をお持ちになつてきたものだと思ひます。私も、その理解してさしつかえありませんか。

○西村國務大臣 組閣のときのいろいろな話が出ましたが、私は組閣のときは実は全然あつた状況は知らないものであります。全く正直なところ、私は寝耳に水で、實際突然なことであつたのであります。従ひまして、今のお尋ねでございす。河野さんが初めて當てられて、後に実力者がやるべき位置をお前が引き受けたのはどういふ気

で、最後に総括的に強力な御決意のほどを御披露願ひまして、この御決意が私の納得のいくものであれば、私の質問はきよはこれで打ち切りたいと思ひます。

のを、これは灘尾厚生大臣が、どこか旅行か何かに行かれて新聞に御発表になつてゐるわけです。発表にはなつておるが、大臣個人の意見で、別に省としての方針はきまつておるわけではないような姿のように、今の大臣の御答弁では見受けられるわけです。一体厚生省には、五年でも十年でも三年でもいいです、何か長期計画らしいものがあるかどうかということです。あるならある、ないならないと、これをまず一つはつきりして下さい。

○西村村務大臣 昨年つくつたその十カ年計画というのは、正直なところ、これを閣議にかけましてオーソライズ

されたものでありませんので、厚生省が行政をしていく上の一つの目安としての試算なんです。そういうものをつとめておったから公に発表しなかったのかもしれない。それを五カ年計画に灘尾前大臣が切りかえようとしたかどうかということは、私は知らないのですが、変化があるから十カ年計画じゃいかぬだろう、今後は一つ五カ年計画ぐらいで目標を立て直さなければ

ならぬのじゃないか、こう考えてせっかく今検討しておる、こういうことでも、これが私たちが行政をしていく上の一つの目標だけにとるか、あるあるいはもつと権威のあるように権威づけられるか、これは今後の問題でございませう。その案のでき方によってやはりますますと思うのでありまして、あるか、ないかと申しますと、今こういうものの中にはこういう五カ年計画があるんだということをはっきり申し上げるあれを持つておらないのであります。

○濤井委員　そうしますと、実は三月の十九日に発表した案というのは、相

当具体的になつておるのです。厚生年金制度の改正、生活環境整備、医療保険制度の改正、疾病予防行政の推進、児童手当制度の創設というように、一つ一つの項目について割合具体的に発表しているのです。歴代の大臣は、長期計画をつくり出すという事を言ってきたのです。川崎君が厚生大臣のとき以来言ってきた。そして、ど

ら、環境衛生のことを言つて申しわけないけれども、どうも保険や医療に力が入つて、環境衛生に力が入らぬから、参議院議員を出して力を入れないければならぬというので聖成さんを出して、大した選挙違反をやつて迷惑をこうむるということになる。そういう役人が参議院に打つて出て、そして修正させようという気持を起させないやうに、歴代の大臣がきちんとした計画を立てるべきだ。金の回らない環境衛生には、必ず三年目か五年目にはこれだけの金が回る、それだけのことをやらなければならぬ。そういうしなとチーム・ワークがとれない。そういうことをおやりになつていない。一事が万事です。これから質問する点も、そういう点の核心をえぐつていくわけなんです。だから大臣は、五年計画をあなたの在任中におつくりになつて、そして半年か一年の後に大臣を去られるときは、この通り自分はこれをつくりましたと国会に報告するだけの自信を持つて、今大臣は五年計画と言いました。五年計画をおやりになる所存があるのかどうか。少なくとも五カ年を長期というならば、その長期の計画をほんとうに心魂をつぎ込んでおやりになるのかどうかということ。これをまず第一にはっきりお答えを願ひたいと思ひます。

○西村國務大臣 やはり事を進めていくのでございますから、ある目標はどのうして持つておらないといけないのであります。従ひまして、私としては、前大臣がどう言ひましたか知りませんが、一応の目標はつくりたい。しかもそれは十カ年計画というよりな長目で見えるものもあるでしょう。ありましようが、やはり急がなければならぬというものもありますので、五カ年計画くらいにして事をちゃんときめていく。その計画が少しも間違わずにやれるかと申しまして、多くの官庁でやつておる年次計画と申しますのは、達成率がやはり問題になるので、百パーセントやるとかいうようなことは、これははなはだ残念ですけれども、非常に少ないのです。しかし目標は持つておらなければならぬ、こういうことですが、あるいは事柄によつては目標のできないものもございまして、しかしでき得るだけ目標を持つて進みたい、かように思つて、今その点についてはいろいろ検討いたしておるところでございまして、どうかそういう意味において、長期計画の五カ年計画というものを御了承願ひたいのであります。それを立てたら、それは絶対にびた一文も違わぬやうにいくかというところ、ほかのところをやつていく年次計画といふものも、決してそういうものではないと思ひますが、目標を持つて進むという事でございまして、かように思つて検討中でございます。

○滝井委員 私は幾分数字が違つても、それでとかく言おうとは思ひません。たとえば鳩山内閣以来、それ以前にもそうですが、政府は経済計画を立てた。池田さんの所得倍増計画もそうですが、当たった数字は一つもありません。当たったのは何かという人口増加で、人口増加の推計だけは当たつた。あとは何も当たつていない。だから、それはけつこうなんです。あの三十五年十一月の選挙で、所得倍増計画で十カ年たつたら所得を二倍にしますという池田内閣のスローガン、あのキヤッチ・フレーズというものが国民を魅了して、池田さんは天下をとることができた。それは間違つておつたにしても、やはりあなたの言われるやうに目標を与えることは必要です。それは今までのいふもの当たらぬ公衆衛生や環境衛生関係にも、これだけ予算がいきましますよという、それは事実いかないこともなければ、所管の局長なうそこにおく人たちが張りが出てくる。そういう点で一つぜひ、その数字がたと将来、今のやうに経済変動が激しくて、しかも貿易の自由化を前に進めていく日本経済ですから、その的を射抜くような工合にはいかないと思ひますけれども、近くまでいけばそれでけつこうだと思ひますから、ぜひ一つ大臣の在任中に、できれば權威ある五カ年計画をつくつていただいて、そして、少なくともこれから五カ年間の厚生の行政の目標を打ち立てる、この決意だけは一つぜひ持つていただきたいと思ひます。

次は、今問題になつております社会保険診療報酬支払基金の理事の問題です。これはちよつと見ると、一矢払い基金の理事の問題ですから、大した問題のようではないやうでございまして、しかし眼光紙背に徹する眼をもつてこれを見ると、日本の厚生行政の中に非常に重要な地位を占めていた医療保険行政というものは、いわば、今やこれを属のかなめにして展開するかしないかというせとぎわにきておるのです。大臣も就任してから、おそらくこの問題に鋭意取り組んでおると思ひます。八月二十六日だと記憶しておりますが、支払い基金の理事の任期が切れるわけです。これを大臣は、一体どういうやうにして処理されていく方針なのかということ。七月二十日大臣就任の後わずかに二、三日して、大臣はあれだけ天下を騒がせた臨時医療報酬調査会設置法を、閣議をへて臨時国会に提出しないという勇断を下された。池田さんは今度の施政演説で、前とあとで二つ勇断ということをやつた。池田内閣の中で河野建設大臣に次ぐ勇断を下したのはあなたです。私に言わせるならば、ナンバー・ツーですよ。このナンバー・ツーの大臣が、今や属のかなめに当たるところの基金の理事の問題にぶち当たつてゐる。今度もう一ぺん勇断を下さなければならぬ。これは、あなたが間違ひなく勇断を下しなさい、あなたが行政は展開します。ちよつとわれわれが富士の胸突き八丁を通じて、そして九合を登り、頂上に達して、はるか東天に浮かぶ後光を仰ぐと同じ気持が、あなたの厚生行政の前に展開してくる。もし大臣がこの人事をやろそなへば、あなたは即座に富士の頂上から奈落に転落する状態になる。今せとぎわです。そこで、もう日にちも二十四、二十五、二十六と三日しかない。これは一つの行政的な機能を持つてゐる委員会ですから、そのまゝはおかばりで長くいくというわけにはいかない。これはどうして勇断を下さなければならぬ。決断するならばぎりぎりになつて決断するよりか、間髪を入れず臨時報酬調査会に示されたあの勇断をもう一ぺんここで下す必要がある。その勇断の仕方がどうなるかによつて、今後の厚生行政の、少なくとも西村厚生行政の運命がきめられるのです。これを一つ率

直に齒に衣着せずに、われわれも、大臣がこういふところに難関があると言ふならば、全力をあげて御協力を申し上げるにやぶさかではないのです。そこで、これを一つこの機会に明白に表明をしていただきたいと思ひます。

○西村國務大臣 私以上に事を詳しく知っておられる滝井さんに私がいろいろ答へることになるのですが、もう御承知のように、非常にこの医療関係と支払者団体との今までのあつれきといひますか、いろいろ複雑な経過をたどつておるのであります。先般の臨時医療報酬調査会の問題は別といたしましても、今度支払い基金の役員の問題でございまして、これは一つだけの考え方ではないので、ある程度のずつと関連を持ったことで考えておるのでございます。しかし、とにかくこの役員は、今御説のように日にちがあることでございまして、それまでに變えなければならぬということになつておるのであります。従ひまして、私ももう厚生大臣に就任以来、この問題につきましては一番頭を悩ましております。と申しますのは、医師会側の意見を取り入れれば、支払者側がそれに對してあまり賛意を寄せぬ。支払者側の意見を重く見れば、また医師の方が結局うまくいかない。厚生大臣はせつかく厚生行政をやろうとして、厚生大臣としてもその中に立ちまゐり、これは両方が納得がいかなければならぬという苦しい立場に立つておること、もう滝井さんも十分御承知のことです。そこで私といたしましては、この根本的な解決と申しますか、そういうことは別として、とりあえずこの支払い基金の役員について

は、従来の方式でやつてくれないかというふうな氣持を持って関係者と折衝をいたしておるのでございます。その間私は、将来に向かつてはある程度こういうことを考えておるといふようなことで、いろいろ関係者に語る話をいたしておるのが現状でございます。非常に抽象的になりますが、実は昭和三十三年と昭和三十五年と二回これをやつておるのであります。そのときからのいろいろ問題がありまして、うまくいかない。最後のどたんばにきて、ようやく曲がりなりにも解決したという経過をたどつておる。しかしその当時において窮余の一策でありました。が、今日まで両者の間が円満な理解に到達していません。今日やはり従来方式をとつて何とかできないだろうか、かように考えまして、ただいま関係者と折衝をいたしておる最中でございまして、何とかさういふ点で一つ今回はやりたい、かように考えて、今せつかく努力中でございます。

○滝井委員 そうしますと、社会保険の臨時報酬支払基金の理事の任命については従来の方式を踏襲をいたしたい、こういう御意見のようです。実はそれが一体こういう種をまいたかといふことです。そもそも大臣が今になつてこれほどまでに苦しまなければならぬというのは、大臣自身ではないが、大臣のずつと前の前任者が健康保険を改正された当時の大臣が種をまいた。なぜなら、甲、乙二表をつくつたからです。甲、乙二表をつくつたから、日本病院協会と日本医師会と分かれたんです。甲表と乙表と。従つて、まいた種はみづからが刈らなければならぬ。橋本大臣が、やはり同じように三十三年

に自分のまいたのを自分で刈らなければならぬことになつてしまつた。めぐりめぐつて因果の車がめぐつて今度は西村さんのときになつて、苦しい立場で、あなたの先輩がやつたことをあなたが刈り取らなければならぬことになつた。それは甲、乙二表をつくつたからです。しかも甲、乙二表は、三十四年十一月に国会は、少なくともこの衆議院の社会労働委員会は、全会一致をもつてすみやかに一本化をやれという決議をしておる。厚生省はやらないのです。三十四年、三十五年、三十六年、三十七年、足かけ四年間やらないのです。私は何をしているかと、何回もこれを言うのです。やらないのです。やらないから苦しむのです。方針は従来通りの方針でやつていきたいという大臣の氣持はわかりました。氣持がわかれば、それから先は、それをいかにして政治家として実現をしていくかといふことにおなりになると思う。

○西村國務大臣 この中医協の法律を制定して、今日までそれが施行されてない、これは行政を受け持つ者としてまことに皆さん方に申しわけないのではありません。これは何と言われてもおわびをするより仕方がないのであります。そこで厚生大臣がやり得るものは、そのうちの中立委員の任命はやれりやないか、国会に出したらいいじゃないか、もつともでございます。従つて、私としてもいろいろ考えておるのでございますけれども、またその反面に、現在のような状況でこの委員をどういう人が受けてくれるだろうかといふことも、これは一つ考えてみなければならぬのであります。要するに、せつかく臨時国会があるのだから、この人選がうまくできて、しかもこの人選というものが、今度の中立委員というものは、この中において相当な

ウエイトを持つと思ふのであります。この中医協の医師あるいは支払者側の円満な運営ができる肝心なめどころではないか、かように考えておるのであります。大いに私は中立委員のことに對しましても考えておるのでございまして、この短い国会の間にさういふ段階までいきそでないのが現状でございます。従ひまして、私はこの国会に出さぬ、さういふことではなしにいろいろ考えておるけれども、出すに至らないだらうという氣持でございまして、さういふ御了承を願つておきたいのでございます。

○滝井委員 どうも私はわからないのですが、公益委員の四名というのは支払者側なり受け取り側のアグレマンを得る必要はない、国会の同意を得ればいい。人選さえきまれば、国会はいつでも同意をするのです。九千万国民がおののですから、その中から四人をお選びになるのはやさしいですよ。もう雲のごとく、きら星のごとく、優秀な局長さんが並んでおるのですから、その人たちに御相談されれば、四人くらいすぐ見つけてきますよ。もう小山さんのごときはなれたものです。今までもやりになつてきていますので。それから保険局長も経験済みです。それから総務局長をおやりになつておるし、官房長だけはやつていないようですけれども、総務課長から人事の問題はみんなやつておる。最優秀の保険局長がおられるのですから、四名をあなたはこの国会にお出しにならぬという理屈はないと思ふ。この法律は、御存じの通り、六カ月に一回は必ず開かなければならぬのです。基金の理事については前の通り所信を貫いていきたい、こう

通りに考えております。中立委員をおくからしていいなんて、そんなことは考えておられない。しかし、中医協を成立せしめるのに、肝心かなめのところであるから、これを誤るとうまくいかない。さような意味で、それはだれでもないいいじゃないかというふうにはいかないものであります。そこに私の慎重さがあるものでございまして、前の基金の役員の問題とこれは同じ論法で、前はやるが、これは決してやらないというつもりじゃない。またこの点につきましては、滝井委員も、これは長い間の問題ですから、一西村厚生大臣を責める意味で言っておるのじゃないかと思う。早く中医協を成立せしめたいという意味で言っておるのだらうと思う。その点につきまして、今日のような状態で長く置くべきではないが、どういう手がよいかということとは、これは与野党を問わず一つ私に知恵をつけていただきたい。私は何も八方美人になりまして医師会からほめられる必要もありませんし、支払い団体からほめられる必要もありませんが、私の務めといたしましては、事を仕上げなければならぬ。けんかをやるのが私の能ではない。仕上げなければならぬという気持ちでございまして、その場合の中医協における中立委員の役目というものはまことに重要なものであるから、これは人選において相当慎重に考えなければならぬ、客観情勢を見て、こういうので、今せっかく臨時国会が開かれておるのだから、できるなら皆さん方と御相談して出すことはやぶさかでありませんが、その段階には立っていないという状態でありまして、どうかそういう意味におきまして御了承を願います。

たいと思うのであります。

○滝井委員 これで終わりますが、四人任命してどこに隘路があるのですか。四名は八名の八名にかかわるところではない。あなたが見て、この人ならば公平で、日本の社会保険診療報酬の額を決定するのに最も権威ある人であるというあなたのめがねにかなった四人を国会に出すと、国会がまたそれを見て、めがねにかなわなければ国会は返すのです。あなたのめがねにかなない、国会のめがねにかなったものを任命した場合、支払い側と受け取り側にどこに文句がありますか。これを支払い側と受け取り側の同意を得なければだめだとやるから、八方美人だと私は言うのです。先に任命しますと四人があなたに加勢しますよ。四人が二人ずつ手分けをして、支払い側と受け取り側に行つて話してもよいではありませんか。何もこれは隘路がない。任命できる。勇往邁進しなさい。あなたが勇往邁進せずに、今の基金の理事のようになされるやうでございましたら、あなたの行政は二十六日でおしまいです。私の忠告にあなたが幾分でも真実味があつて耳を傾けるといふなら、お出しをいただく。もしあなたがお出しにならぬというならば、私は何回でもこの委員会会でやらしていただきます。まだ厚生行政その他たくさんありますが、これだけで一応やめておきます。それだけの忠告を申し上げておきます。

○秋田委員長 本会議散会まで休めます。

午後一時五十五分休憩

午後三時五十八分開議

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

○河野(正)委員 私は、栄養士法あるいは栄養改善法の改正につきまして、若干当局あるいは立案者の所信をただして参りたい、かように存するのであります。

まず、第一にお尋ねを申し上げたいと思ふ点は、それはなるほど今般栄養士法の改正にあたりましては、最近国内におきまして社会生活の発展向上に伴つて栄養の指導に関する業務というものがだんだんと複雑化し、あるいはまた困難性を来した、そういうことで改正されるという御趣旨でございます。もちろん私も基本的に申し上げて、今日日本の国内におきまして経済情勢に伴つて、日本人の食生活が非常に向上したと参りました。そういうふうな国民の食生活が向上される、そういう点に伴つていろいろと情勢が複雑になったり、あるいはまた困難な事情が伴つたりということにつきましては、私も認めるにやぶさかでございます。ただ、今までもこの栄養士法に基づきまして栄養士という名称が認められ、そして日本の国民の栄養改善のためにいろいろと御尽力を願つたわけでございます。

そこで、まず第一にお尋ねを申し上げます。今日まで、だんだんと社会生活の発展向上に伴ひまして、そして国民の栄養に關しまする情勢というものが複雑化し、あるいはまた困難性を帯びてきた。そういう道を開くにあつて、今日までの栄養士の諸君というものが非常に御活躍、御努力願つて、実はそういう社会生活の向上発展に非常に大きな寄与をされてきた。私はむしろ今までの栄養士諸君が、そういう力量の点において、あるいは素質の点において必ずしも社会生活の向上発展に追従できなかったというふうには考えないわけですが、もちろん私は、今の栄養士諸君の力量なり、手腕なりあるいは業績なりというものを對して敬意を払う、こういう立場をとるわけでありまして、そういう立場をとり、今般栄養士法というものが改正されて、そして御案内のように管理栄養士というものが誕生するということになりますと、なるほど言葉の上では栄養士諸君の身分の向上と申しますか、あるいは将来の発展のためにそういう一つの管理職的な栄養士が誕生するというところでございまして、もう少し研さんを積んでもらふと、今の社会生活の発展向上には追従できぬぞというふうな意味にもとれるわけですが、そこで私がまずお伺いをしておきたいと思ふ点は、今般改正をされる真のねらいというものは一体どこにあるのか。これは身分の向上というものがかえつて逆に、現在の栄養士の諸君の身分というものを卑下するといふようなことにも通じますので、ほんとうのねらいというものは一体どこにあるのか。そういう点について、まず一つ立案者の精神をお聞かせいただきたいと思います。

○鹿島(俊)参議院議員 ただいまの御質問にお答えいたします。結論は、国民食生活の最近におきまする状態、また今後食生活を通じて国民の体質改善という重要な立場を持つておる栄養士でございますので、その内容につきましては御研さんを願ひ、またそのためには教育年限等の延長もして、実質的に栄養管理を行なつてい

ただ、これというふうなことが主体でございます。

○河野(正)委員 今若干、改正の趣旨について御所見を承つたのでございませうが、それではもう少し突っ込んでこの際にお伺いをいたしておきたいと思ひます。第一、「この法律で管理栄養士とは、前項に規定する」前項とは、「栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする」ということだと思ひますが、「前項に規定する業務であつて複雑又は困難なものを行なう適格性を有する者」として登録された「栄養士」を管理栄養士というということだと思ひますが、それでは具体的に、「複雑又は困難」な指導というものは一体どういうことをおさし願つておるのか、この辺も一つ聞かしていただきたい。

○鹿島(俊)参議院議員 お答えいたします。いわゆる従事者の指導監督あるいはその科学的な諸施設等の運営管理または治療食等の取り扱い、またその高度の企画性を持つことを栄養管理といふわけであります。これらを行つて、これらに對する行政監督業務を遂行し得るような立場の者を考える、かようなことが管理栄養士としての趣旨であります。

○河野(正)委員 私がお尋ねしておるのは、具体的に、「複雑又は困難」な条件というものは一体どういうことをおさし願つておるのか。というのは、それをお示し願わないと、今までの社会生活の向上の中で複雑困難はなかつたのか、こういう意見が出てくるわけですよ。ですから、そういう複雑性や困難性というものをここで具体的に

にお示し願わないと、今まではそういうものがなかつたから、新しく唐突として社会生活の中でそういうものが出てくるのかというふうな感じも出てくるわけですよ。それが具体的にどういうことをおさし願つておるのか、管理栄養士でなければいけません、これを明確にしておかないと、せつかつくつていただいても屋上屋を重ねることになつてしまふ。私は、つくつていただくならば、名実ともに管理栄養士としての適格性があるということではなければならぬと思ふのです。そういう意味で聞いていただくわけですから、卒直にお聞かせいただきたい。

○鹿島(俊)参議院議員 質問者にお諮りいたしますが、きつめて専門的な突っ込んだ御質問でございます。また的確な状態の把握を御要求と思ひますので、御必要があらますれば局長の方からお答えいたします。

○尾村政府委員 お答えいたします。現在でもそういう仕事があるわけでございます。これが逐次給食の発達とともに漸増しておる。その中で従来一本であります栄養士で、監督者として古い経験を有する人等が現実にそれに当たつておる、こういうことになつておりました。それは具体的に申し上げまして一番わかりやすいのは、相当大きな給食場たとえば病院とか工場等に付屬するいわゆる栄養課長とかあるいは栄養主任という形で、二名とか三名の栄養士並びにそれに協力しております調理士等を掌握いたしまして、いわゆる販売、購買の品物の栄養学的な吟味から始まりまして、一般的な集團の栄養向上あるいは給食管理という内容、さらに、それらの若い人ある

いは中ぐらゐの栄養士、調理士等を、栄養を充実させるために指導する、こういうふうな任務に現実に当たつておりました。これらの方々があるのいろいろな制度下におきましては、栄養士一本ではそれぞれ適当な待遇も非常に明白に設けられない、こういうふうなこともございまして、こういうふうな新たな世の中で、そういう需要が現にある、これに十分將來多数の人々が向上心を持つて当たつていただく、これをはつきりしよう、こういうことでございませう。

○河野(正)委員 実は栄養士法の第一條を伺ひまして、「この法律で栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する」ことを業とする「このこと」です。栄養士そのものが、栄養の指導に当たるわけですね。だから、指導の指導ということになつて、どうも屋上屋を重ねたような印象を受けるし、さらには別な角度から見ますと、社会生活の向上に、どうも今の栄養士の実力では追従できぬといふふうな印象を受けるわけですね。本法の第一條では、一般の栄養士そのものが栄養の指導に当たるということの規定しておるわけですね。それがまた一つ指導しなければならぬということになりまして、その一般の栄養士そのものの地位が下げられるといふふうな印象を私は受ける。私は地位を上げることは養成です。ですから、そういう屋上屋を重ねるといふような形式をとることが、はたして一般の栄養士そのものの地位を上げることになるかどうかということについては、率直にお聞かせ願ひねと、単に処遇の点だけ——今局長がおっしゃつたけれど

も、待遇改善のための管理栄養士というふうな答弁の中からもそういう印象を受けるわけですから、そういうために一般の栄養士の地位がかわって逆に下がる。たとえば今集団給食の問題も出て参りましたけれども、それなら今の集団給食の中で一般栄養士は指導すべきぬのか。その集団給食の問題が非常に重要視された、そこで管理栄養士を置かなければならぬというなら、今の一般栄養士では集団給食の指導ができないのかというところも出てくる。そういう意味でお尋ねしておるわけですか、やはりきちっと、これでなければならぬという一つの明確な論拠を示されておるかぬと、結局こういう改正をやられても実質的には一般の栄養士の方が地位が下がった。もともと管理栄養士があたりまえで、一般栄養士の地位が下がったという結果にもなりかねない。出た当初はいいけれども、だんだん国民はなれてきますと、今度は管理栄養士があたりまえであって、一般栄養士は今の地位よりも低いんだ、こういうふうになると、この法改正というものは、必ずしも栄養士の諸君の期待に沿っておるかどうかということに若干問題があるかと私は思う。そういう意味でお伺いしておるわけですから、一つの確にお答えを願いたい。

○中原参議院法制局参事 先生おっしゃいました段階の問題ですが、外国の制度を見ますと、同じ栄養指導業務をやるのですが、やはり二段階に分かれておるわけです。たとえば栄養指導のうちで行政事務のような高度のものをやる人、それから先ほど公衆衛生局長が説明しましたように、非常に大きなところで栄養指導をやっている栄養

士をさらに指導するような、そういう仕事をやる栄養士、そういうものと、それから現実には栄養指導、栄養管理をやるものと、こう二段階に分かれておりました、それを上の方の段階ではニュートリションと申しております。下の方はダイエティシャンと呼んでおられます。日本でも今申し上げましたような仕事は現実にあるわけでありまして、ありますが、日本の栄養士の制度は、高校卒二年の資格を終えた者はともかく、栄養士にしますと、ただ一本でございまして。そうしますと、非常に高度のそういう技術、資格を要求する側からいいますと、ただ栄養士というところだけで済むので、一体どの程度にある栄養士なのか、どの程度の力があるのか、その区別が実はよくできておられない。そこで卒業したての若い人も栄養士です。それから官庁における、官庁で指導行政をやります課長の職にある栄養士もやはり栄養士です。その実態と名称とのギャップというものをここで区別をつけた方が、これが実際の要求にも即するのではないかと、そういう意味で管理栄養士といふものをつくったわけです。ですから、御心配になります、そのためにそれでは現在の栄養士の資格がずっと評価が下がってしまうのではないかとということには、必ずしもならないように感じます。

○河野(正)委員 というのは、この改正五条の四の中に、「管理栄養士試験は、栄養士であつて次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができない。」という中で、これこれこういう場合には受験することができるといふことになりまして、かなり多数

の管理栄養士ができるということですね、これは経験じゃないのですから。これはある程度の経験を経なければならぬということになると、管理栄養士になる人は少数ですね。ところが、これこれこれの養成施設を出たり、あるいはまた文部大臣が認めます学校を出たり、そうしますとその管理栄養士になるわけですね。そうすると、将来はかなりの管理栄養士が出てくると思うんです。そういう問題があるから、私は一般の栄養士というものの地位が逆に下がってきかねだらうか。それだとならば十年なり十年経験をしたら管理栄養士だという一つのシステムであれば、これは非常に貴重な存在ということになるでしょう。ところが、今のようになると、若干修業年限は長いけれども、要するに二年じゃない、三年あるいは四年の修業年限を経る施設を出れば管理栄養士になれるとなると、かなりたくさん管理栄養士が出てくると思うんですよ。そういう将来の展望に立つと、かえってそういうものを下がるために一般の栄養士の地位が下がるはしないだろうか。要するに、ある程度の希少価値というものがなければならぬ、ある程度の希少価値は必要です。これは一般の栄養士と管理栄養士と同じだけおつたのでは、別に管理栄養士の価値というものは私は認められないと思うのです。と同時に、私はいろいろこの栄養士の諸君の実態も若干知っておりますが、これは必ずしも栄養士の中で、あと二年養成施設に行けば、自然発生的に受験資格ができるわけですから、管理栄養士になる。ところが、たまたまそういう施設に行くと職の問題がある、食うことができ

ない。やはり現在の栄養士諸君というものは就職しているわけですね。それが管理栄養士になるために養成施設に行かなければならぬということになると、現在の職というものを離れなければならぬ、そういうことはなかなか困難だと思つておられます。ところが、現実には、経験を積み重ねた栄養士の諸君は、卓越した技量というものを発揮されておられます。そういう体験、経験というのは非常に貴重なものだと思つておられます。そういう面が多分出てくれば、今の栄養士については三年以上の実績があれば経過措置の中に認められるというところであるけれども、将来は必ずしも経験を多年積まれたからといって管理栄養士になるわけじゃない。ところが、現実には職についてやっている人が、管理栄養士になるためにあらためて施設に行くといふことはなかなか困難ですね。そういう面も私は重要視しておるわけです。これはたとえば医師局長も来ておられますけれども、今の看護婦についても、準看護婦にするために一つの道を開いたらどうかという意見も出ておられますけれども、なかなかやはりあらためて一つの施設に入るとなると困難です。職をやめなければならぬ。そうすると、今度はその職をやめて再就職する場合に、今までの栄養士でなくて管理栄養士になれば、今度はやはり高い処遇をしなければならぬ。そうすると簡単に復帰できるかという、なかなか問題があるかと思つておられます。そういう点の問題もあつて、私はいろいろ今お尋ねを申し上げておるわけです。そこで、そういうふうな多年の経験あるいは貴重な体験と

いうものについてはどういふふうにお考えになるか、この点を一つあわせてお聞かせいただきたい。

○中原参議院法制局参事 先生がおっしゃいますように、栄養士の仕事、栄養士の知識というものが経験を積むことによって非常に深くなっていくことを期待するの、それとももう一つ別個に学問的な、科学的な教育によってそういうものを深めていくのか、両方の道があると思つておられます。経過的には、すぐにそういう職をやめて養成施設に入ることとは不可能でございまして、それから、そういう人々については経験を主として見ていってあげましょう、それから今後出てくる人々については、その長い経験を待って初めて高度の栄養士ができるというふうなことでなくて、もう少し短期間に科学的な養成の道があるのじゃないか。それで先ほど外国の方の栄養士に相当いたしますものは、大学の学部を出まして大体一年間のインターンを経たてつておるようでございます。そういうふうな方向でこれからの養成は考えていく方が早道ではないか、そういうことでこの案ができております。

それから、先ほど先生おっしゃいました。今就職しておる人たちが管理栄養士になるのには、もう一ぺん養成施設に入らなくちゃならぬということにはしてございまして、二年の経験がありまして、試験を受けて合格すれば管理栄養士になれるようにしてござい

○河野(正)委員 私がお尋ねしておりますのは、この栄養士も調理師も同じことですが、これはやっぱり経験を

経なければ、単に机上で科学的な教育をしたからそれがイコール高度なものだというふうには私どもはなかなか理解しがたい。これは医師にしてもそうだと思う。これは今の医学部の年限を一年延ばしたらより高度な医師ができるか、なかなかそうはいかぬと思う。なるほど高度な科学的な基礎をつけていくということは私どもも肯定することではございません。肯定するにやぶさかではございません。ですけれども、やっぱり現在栄養士の諸君がやっています力量からいって、私は今の二年でもそう社会生活の向上に追従できぬというふうには考えられない、しかし、それより高度なものが行政上も必要だし、あるいはまた、現場における指導上からも必要だとおっしゃるとするならば、私はそれを認めるにやぶさかではございませんが、今申し上げるように、今までの二年間の教育では幾ら体験を積んでも——もちろん試験という問題もありましよう、試験というよう

なればそういう栄養士の存在は正直言って認められません。もう大病院へ行つてごらんない、つまらない献立なんかしたって患者が受け付けませんよ。小さい病院ならいざ知らず、大病院では受け付けませんよ。ですから、長い経験の中で勉強しなければならぬということなんです。そうすれば、私はある程度の経験を積めばそういう人たちは管理栄養士にしてみようかと思う、管理栄養士を肯定するとするならば、そういうことを私は言いたいわけなんです。もちろんこういう現場に主としておられなければならぬ、現場の陣頭に立つて指揮しなければならぬ人は、ある程度そういうような体験を尊重すべきではなからうかというのを、蛇足ながら申し上げておるわけです。

○河野(正)委員 ただ栄養士になつて三分の一が現場に進出して、三分の二が花嫁さんのアクセサリーではないけれども、そういうために制度の改善をやるべきではなくて、そういう点はむしろ行政指導の問題があると思つて、これは今まで調理師の問題でいろいろ厚生省の方とやり合つて参りましたけれども、調理師の場合もそういうことをおっしゃつておる。どうも調理師の免許を取つても現場になかなか進出しない。それだから、あまり高度なものでなくともよろしいという意見が出ておるのです。それはむしろ行政指導上の問題であつて、そうだから、そのために、そういうことを論議にして制度の改善をはかつていくのはむしろ邪道ではなからうかというふう

に考えますけれども、ただ私が言いたいのは働きながらこれは試験を通ればよろしいではないかとおっしゃるけれども、これは試験技術がありまして、実力があつてもなかなか通らぬと思ひます。ですから、私は、働きながらもある程度の経験なり体験を積み重ねるべきで、特にこれは働きつつ資格を取ることは、私も働ける立場から非常に重要なことだと思つて、これはそういう人たちは非常に真剣に考えていると思つておる。そういうことから、蛇足でございますけれども、党の方針もきまつておりますから、以上、一応御意見を申し上げておきます。

そこで、もう一つ関連して、この際ぜひ厚生省の根本を流るる思想について私はお伺いしておきたいと思ひます。が、御案内のように、今私が申し上げましたように、日本国民の食生活というものがどんどん改善されていき、社会生活も向上していくということですから、従つて、それらの業務に携わる従事者の質的向上をはかつていかなければならぬということは、私どもは基本的に大賛成です。そこで、一つこの際お伺いしておきたいと思ひます。点は、それはこの栄養士法の、管理栄養士の点もそうでございますけれども、第一條では、栄養士は栄養士という名称をもつて栄養の指導に従事する。指導ということが主たる目的になつておるわけですね。それから調理師法、この調理師法の目的の中では、国民の食生活の向上に資することを目的とするということがその目的の第一にうたつてあるわけなんです。そうすると、栄養士法と調理師法との関連を考へて参りますと、実際に食生活に現場で直接タッチするというのが調理師の一つの目的である。それを高度の立場から指導していくというのが栄養士の主たる目的だろつたというふうに、私はこの法律の条文の中からそういう理解をするわけなんです。そうしますと、社会生活というものが向上していく、国民の食生活というものが向上されていくというところでございまして、従つて、それらの業務に従事いたします従業員というものは、いずれの場合におきましても、質的に向上せられるこ

とが私は非常に望ましいと思つて。ところが、今日まで厚生省の御意図を承つて参りますと、私は栄養士については今度初めて聞いたわけでは必ずしも高度のものとは求めない。極端に言う、調理師というものは低級であつてよろしいというような意味の御発言を承は承つておつたわけなんです。ところが、たまたま今度栄養士法の改善で、栄養士というものは高度でなければならぬ、国民の食生活というものは、社会生活も向上していくから、それに追従するために栄養士というものは自分の向上をもつてはかつていかなければならぬ、私はその点は非常に賛成です。ところがこの両方の法律をながめてみますと、日本の国民の食生活においては非常に大きな関連がございまして、さうだいたひしますならば、私は栄養士だけを向上させて、調理師は向上させぬでもよろしいという理屈は成り立たぬと思つておる。ところが、まことに残念なことには、私はそういう発言を今日まで厚生省から承つてきた。そうなりますと、今の厚生行政というものは、さういふ国民の栄養ないし食生活に対して、一貫した考え方が流れておらぬのじゃなからうかといううな感じが実は強く持つわけなんです。私が一番この栄養士法に関心を持ったのはその点なんです。それは基本的には、栄養士法の言わんとするところについては私は賛成です。ところが、どうも厚生省の腹のうちは、今ちぐはぐな思想というものが根本に流れておる。こういう点は一体どうですか、この点は、きょうは大田おらぬですから、渡海さんどうでしょう。

問題もありましよう、試験というような問題は一つの技術がありまして、その能力の判定ということはいろいろ問題があると思うのですが、いづれにしても、そういう体験なり経験というものを尊重すべきではなからうか。もちろん私は科学的な基礎をつけるといふ点について否定はいたしませんけれども、それだけで管理栄養士だ、それがむしろ長い体験なり経験を積みよりもより以上のもので、ベターだといふふうには理解しにくいと思つたのです。一般の現場の経験というものを重視すべきではなからうか。やはり今の社会生活の向上に追従していくためには勉強しなければだめです。今の大工場、大病院の中で勉強し

三分の一が就職率です。そうすると、三分の二の方は大体家庭におられるわけなんです。そういう状態で、そういう前提で、今の実務経験ということだけを要件にいたしますと、運のいい人はうまくその線に乗れます。ところが、運のいい人は全体を見ましても三分の一しか今はございせん。それで、その就業率をさらに拡充すべきだという問題はこれは別にございまして、けれども、そういうことはすぐに実現するかどうかということになりまして、ちよつと制度的には不可能だと考えます。そうなりますと、今の非常に運のいい人だ

けが伸びていくような道を特につくつていくことについてはいかがであらうか、やはり機会均等、平等の原則ということから考へて、おっしゃいますことはよくわかりますが、制度に乗つていくことは多少あつたわけではございませう。経過的にだけその問題は取り入れたいわけではございません。

○中原参議院法制局参事 先生がおっしゃいますことは非常によくわかるのです。わかるのに、なぜそれでは取り入れなかつたかというのを言われると思ひますが、現在の栄養士の就業率を見ますと、これは昭和二十七年からずっと十年間大体三分の一なんです。三分の一が就職率です。そうすると、三分の二の方は大体家庭におられるわけなんです。そういう状態で、そういう前提で、今の実務経験ということだけを要件にいたしますと、運のいい人はうまくその線に乗れます。ところが、運のいい人は全体を見ましても三分の一しか今はございせん。それで、その就業率をさらに拡充すべきだという問題はこれは別にございまして、けれども、そういうことはすぐに実現するかどうかということになりまして、ちよつと制度的には不可能だと考えます。そうなりますと、今の非常に運のいい人だ

○渡海政府委員 ただいまの御質問、実はまことに申しわけないのでございますが、質問の内容につきましては全部を聞いておりませんので、答弁にあるいは違うところがあるかもしれません。が、御質問の点は国民の食生活向上を一本に考えるのが当然のことではないか、御趣旨まことにございまして、どうもありがとうございます。万一法においてちぐはぐの点がありましたら、私まだ着任早々でございますから、今後よく研究いたして善処したいと思っております。

厚生行政といたしましては、いろいろ検討をいたして参りたいと思っております。

○河野(正)委員 私は、少なくとも厚生省の方針としては、そうあるべきだといふふうに実は理解しておいた。ところが、少なくとも次官以下の段階では、今の精神とは反対の方向で行政指導が現実には行なわれておる。もしそうでないとおっしゃるなら、ここで反駁していただきたいと思います。たいていでやめぬかというお話もありませんから、議事には協力いたしますが、そういう思想については、私はこの際徹底的に是正していかなければいかぬ。一方においては向上しなければならぬ、一方においては向上せぬでもよろしい、こういうちぐはぐな矛盾した行政指導というものは許されぬと思うのです。私が今この問題について一番強く強調したい点はその点です。やはり行政指導をする以上は、一貫したものでなければならぬ、この点は今渡海次官から明快に厚生省の方針が示されたと思うけれども、しかし少なくともそれ以下の方々は、そういう思想でおらぬということ、は明らかです。これは事実です。この

点は将来の行政上の問題でもありますが、一つ局長の所信のほどを明らかにしていただきたい。

○尾村政府委員 ただいまの栄養士のことは、私が直接の責任者になります。が、私自身も次官と全く同様な考えをもとから持っております。従いまして、もし先生おっしゃる通りに、今までの栄養士、調理師の技術指導にそういうふうな印象を与えたすればわれわれの方の落ち度でありまして、私どもの方の非常な不徳でございます。要は、こういう点じゃないかと考えます。栄養士法は、実は戦後二十二年にできました。もうすでに十五年たつのでございまして、もう一度十五年の時期もきた、それから調理師法は、実は三十三年にこれが初めて法律体系になったという形で、向上の方は世の中が進むとともに向上さすべきだということ、決して別な考えを持っておりません。そういう意味で時期的に差ができて、栄養士法が現在こうなつたということであらうと思つております。今後調理師についても、技術的な面の担当でありますから、一そういいものをつくっていただく、それから栄養をより多く摂取できるようにものをつくって、もう一つは、だれもが望むところでございます。これはもう逐次そういう方向で今後考えていきたい、今後ともそういうふうな行政指導をいたしますので、何とぞ御了承をお願いしたいと思つております。

○河野(正)委員 この栄養士法の改善に伴つて、栄養改善法の改正が提案されておるわけですね。その中で、やはり私はもう少し積極的な意見を持つておるわけですね。というのは、これはいろいろございまして、もう時間がございませぬから端折つて申し上げます。それは集団給食施設におきまして栄養管理、時間があるとの際いろいろ具体的に聞きたいと思つておるわけですが、時間がありませんから私は意見を若干申し上げてお答えをいたしたいと思います。これは九条の二には「一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設」あるいはまた二項では「一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給する集団給食施設の設置者」、こういうものは前段には栄養士、後段には管理栄養士を置くように努力しなければならぬという努力目標が示されておるわけですね。そうしますと、一回が百食から二百五十食までは栄養士が要る、それ以上は管理栄養士を置かなければならぬという論理についてもいろいろ聞きたいけれども、それは時間がございませぬからやめておきます。ただ百食以下の場合には示されておらぬわけですね。これは基本的には、一人でもと云つてはおかしいけれども、これは財政上の負担がありますからそういう極端なことは別としても、努力目標としては、五十食であるが、七十食であるが、できるだけ栄養士がやつた方がよろしいだらうと思つておる。これをかちつとやらねますといふいろいろな問題があるが、どうせ努力目標を示すならば、百食といふことはかなり大きな給食施設ですね。特に最近コレラがはやつてみたり赤痢がはやつてみたり、いろいろございまして、それから体位の向上のためにも、食生活の改善ということが非常に強調されておる面もございまして、努力目標を示すならば、

私はもう少し積極的な方針で改正をせられるべきではなかつたらうか、やや消極的でなかつたらうかといふような印象も持つわけですね。この点はいかがですか。

○中原参議院法制局参事 百食以下のところは、栄養指導員というものが保健所にあります。その栄養指導員が定期的に参りまして、その栄養管理の状況を検査して指導する建前になっております。それは次の条文に書いてございしますが、一応百食以下のところはそういう体制になっております。努力目標であるから全部に網をかぶせたいではないかといふことであります。したが、努力目標でも、法律に書きますと、実際に指導に参りまして栄養士を置く、管理栄養士を置く、こういうことをある程度勧奨するわけですね。勧奨するためには、一応その勧奨を聞いて設置できるだけの力のあるところでないといかないだらうといふことで、百食以上といふことに一応いたしたわけでございます。

○河野(正)委員 最後ですが、今の答弁を聞くところによつて、私どもは、今までの努力目標だといふふうに理解しているから、そういうことを申し上げておる。ところが、置けと勧奨されることについては、これは一般の人々も非常に関心を持つておるわけですね。そういうことがあつては大へんだといふことで、しかしながら、今回の法の改正の中では、努めなければならぬといふこととだから、みんな了承しているわけですね。要するに、企業の経済情勢等もございまして、そういうことに応じてやられるといふことで私どもも認めて

おりますけれども、今ちよつと提案者の説明を聞きますと、置けと勧奨しなければならぬ。そういう強い意味でやられたら、これはまた事です。それはやはり望ましいといふことで指導していただかぬと、置けと望ましいといふのは、いふぶん違ふと私は思ふ。今の精神でしたら、この法案の通過ということ、はちよつと事です。議事録に残りますから、これが将来生きて行政指導に移りますから、その点はもう少し、誤つてゐるなら誤つてゐるに御訂正願わないといふか。

○中原参議院法制局参事 今のところは、確かに私の言い過ぎでございまして、先生がおっしゃる通り、望ましいといふことでございまして。

○秋田委員長 小林進君。

○小林進委員 私は、環境衛生法について、これは三党の共同提案でありますから、この法案そのものについて御質問を申し上げるのではないのであります。この法律が施行せられたときに、その運営実施その他は、やはり政府、厚生省の行政官にお願いしなくてはならぬ。行政の運営の面においてこの環境衛生法が間違ひますと、被害者が大へん出て参りますので、その運営実施の面から一つ厚生省の御見解を承つておきたいと思つておるわけですね。

実は今度改正法の六十二条の二に、「厚生大臣は、営業者が第五十七条第一項の規定による命令に違反したときは、二箇月以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることとができる。」といふ、この命令に違反した員外者に対する規制の問題について私はお伺いしたいのであります。

が、その中に生活協同組合法に基づく生活協同組合が一体含まれているのかどうか、それから農業協同組合法に基づく農業協同組合が一体含まれるのかどうか。これはわれわれはこの法案を提出するときは、各党の間に慎重審議をいたしました結果、この法律の中には生活協同組合法に基づく生活協同組合は含まない、農業協同組合法に基づく農業協同組合は含まないという理解のもとに本法案を案は満場一致で提出をいたしておるのであります。その点を行政府の立場から明快に御答弁をお願いいたしておきたい。

○五十嵐政府委員 ただいまの御質問の、罰則に伴う法の運営の問題でございますが、この環境衛生法の一部改正の運営上、生活協同組合あるいは農業協同組合がどのような規制を受けるかというお尋ねでございますが、この点に關しましては、もちろん員外者の規制については、勸告並びに規制命令というふうな順序を踏みまして、行政指導も含めて手の届いた指導の上で、最悪の場合に罰則の適用ということに相なるわけでございますが、この勸告及び規制命令の適用をどういう員外者が受けられるか、どういう員外者が受けられないかというところが五十六条の二並びに五十七条に同じ趣旨で書いてあるわけでございますが、これは三つの要件がございまして、一口で申しますと、職域の組合で当該従業者以外の者がこれを利用してない、しかもその施設の事業活動が組合の事業活動の健全な経営に對して阻害するとか影響がないというふうな場合には、この規制命令並びに勸告を受けないということに相なるわけでございます。そういう意味で先ほど

おあげになりました生活協同組合等が、このようなただいま申し上げましたような要件に合致して運営されております限りは、この規制を受けないというところに相なるわけでございます。

○小林進委員 この問題は実に重要な問題でございますから、いま一回念を押しておきますが、この五十六条の二の規定は抽象的でありまして、これをいまいち具体的に、一体厚生省は政令などでこれを具体的に明確にされる意向があるかないか。われわれは法律はつくりましますけれども、政令以下はあなたの方のお仕事でございますから、政令をもつてこの環境衛生法から除外をせらるる生活協同組合等を明記せらるるようなお考えが一体あるかどうか、それが一つ。私はその意味において生活協同組合に対するあなたの方の明確な御返事を承っておきたい。

時間がありませんから、いま一つ申し上げますが、農業協同組合の問題につきましましては、三十七年五月七日、私も三党の間にこういう申し合わせをいたしました。

食肉販売業に対する環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の適用については、将来十分検討する。

右申し合せをする。

○五十嵐政府委員 第一点の、政令でただいまの勸告並びに規制命令の適用の具体的な問題をきめる考えがあるかどうかという点に關しましては、御提出の案

の中に政令の委任事項がございませんで、これは法文の示すところに従いまして、ケース・バイ・ケースで最も忠実にこれを運用して参りたい、かような考え方でありまして。

第二点の御申し合せの点につきましては、これが私どもに示されますならば、その趣旨に従いまして適切な運営をして参りたいと考えております。

○小林進委員 それでは今の政令、政令で明記はできないわけでありまして、そうすると、やはりこの法の運営によって処置してもらわなければならぬ。なおさら皆様方の注意を喚起しておく必要があります。それであえて申し上げますが、生活協同組合の中にはいわゆる職域、職場ででき上がっている協同組合、それから地域ででき上がっている地域協同組合と二つございまして、職域、職場ででき上がっている生活協同組合は、どう考えましてもこの環境衛生法五十六条の二に該当するおそれはありません。まればは部外者が職域の中に入ってきて組合員らしい顔をして物を買うときもある。それは区別困難でありますけれども、まず被害はないものと思っております。この法律の趣旨から見ても、職域の生活協同組合は除外せられるとまず判断して間違いないと思つて、問題が残るのは地域の生活協同組合であります。これはやはり五十六条の二に該当して、あるいはここに言われている適正な衛生措置の確保に支障を生ずるか、あるいは営業の健全な経営が阻害せられるというおそれもあるかもしれせんけれども、だからこれを二通り

に考えていただきますと、第一番目の職域の生活協同組合には、この法は明らかに除外せられる。これを一つ再確認をしていただきたい。このように職域協同組合については、生活協同組合の範囲において正しく運営されている場合には、あえてこの法の関与するところではない。五十六条の二に該当する場合に法の適用があるいはある得るかもしれない、こういうふうに再確認をしていただきたいと思つております。

○五十嵐政府委員 職域の生活協同組合につきましては、一般論としては先生のおっしゃる通りでございます。この法文の示すところに従いまして組織され、運営される限りにおきましては、この条文の通りに規制を受けるわけでございます。その他につきましましては、個々にケース・バイ・ケースで判断をしていくことに相なるうかと思つてます。

○秋田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○秋田委員長 これより両案について討論を行ないますが、討論の通告がありませんので、採決を行ないます。

まず、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○秋田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

〔拍手〕

○秋田委員長 この際、お諮りいたします。

滝井義高君外十一名提出の医療法の一部を改正する法律案及び藤本拾助君外五名提出の医療法の一部を改正する法律案の両案について、それぞれの発議者全員から撤回の請求がありまして、つきましては、両案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認め、両案の撤回を許可することに決しました。

○秋田委員長 この際、医療法の一部を改正する法律案の起草の件について議事を進めます。

小沢辰男君より発言を求められておりますので、これを許します。小沢辰男君。

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律案
医療法(昭和二十三年第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国及び地方公共団体は、病院又は診療所が不足している地域について、計画的に病院又は診療所を整備するように努めなければならない。

次に、栄養士法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○秋田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

〔拍手〕

ない。

第七條第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものは助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種類（精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。）その他省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならぬ。

第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、当該地域（当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域若しくは当該都道府県の区域又はこれらの区域により難い場合には厚生大臣の定めるその他の区域をいう、このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院

及びその周辺にある既存の病院の機構及び性格、交通事情等に応じ、厚生大臣の定めるところによる。）における病院の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになることを認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）の規定に基づき設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定に基づき設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づき設立された共済組合

六 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基づき設立された共済組合

七 前五号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会

八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

九 国民健康保険法（昭和三十三年

法律第九十二号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

十 国の委託を受けて健康保険法第二十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、厚生大臣の定めるところにより、病院の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定による省令を定め、又は第一項及び第二項の規定による定めをするに当たつては、医療審議会の意見を聞かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、労働福祉事業団又は簡易保険郵便年金福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

法律第九十二号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

十 国の委託を受けて健康保険法第二十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して八箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七條の二の規定は、病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係るこの法律の施行前になされた許可の申請については、適用しない。

理 由

医療機関の計画的整備を図るため、公的資格を有する病院の開設等を規制してその地域的偏在を防止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小沢（辰）委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、医療法の一部を改正する法律案の起草の件について御説明を申し上げたいと思ひます。

すでにお手元に配付いたしました試案がございまして、その内容の説明は省略させていただきます。この試案をございいただくことにより本試案を成案とし、これを本委員会の委員会提出の法律案とせられんことを望みます。

右、動議として提出をいたします。

○秋田委員長 ただいまの小沢辰男君、滝井義高君及び本島百合子君提出の動議に対し、政務次官より発言を決定されております。これを許します。

厚生政務次官渡海元三郎君。

○渡海政府委員 ただいまの医療法の改正につきましては、政府といたしましても、目下臨時医療制度調査会において鋭意検討をいただいておりますところでございます。その答申を待つて措置する所存でございますので、本改正案につきましても、遺憾ながら賛意を表しかねる次第でございます。

○秋田委員長 他に御発言はございませんか。

○秋田委員長 なければ、次に動議について採決をいたします。

小沢辰男君外二名提出の動議のごとく、お手元に配布した試案を成案とし、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○秋田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○秋田委員長 なお、本法律案の提出手続、及び先ほど可決いたしました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び栄養士法等の一部を改正する法律案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○秋田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十八日、火曜日、午前十時より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

○秋田委員長 ただいまの医療法の改正につきましては、政府といたしましても、目下臨時医療制度調査会において鋭意検討をいただいておりますところでございます。その答申を待つて措置する所存でございますので、本改正案につきましても、遺憾ながら賛意を表しかねる次第でございます。

○秋田委員長 他に御発言はございませんか。

午後四時五十六分散会

〔参照〕

環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律の一部を改正する法律案
(社会労働委員長提出、第四十回国会
衆法第四九号) に関する報告書
米養士法等の一部を改正する法律案
(参議院提出、第四十回国会参法第一
七号) に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年九月三日印刷

昭和三十七年九月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局